

令和7年度（2025年度）
包括外部監査報告書

「出資等法人に係る財務に関する事務の執行に
ついて」

盛岡市包括外部監査人
公認会計士 横塚 大介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

第1	外部監査の概要	6
1	外部監査の種類	6
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	6
3	外部監査対象期間	6
4	特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	7
5	監査の方法	8
6	外部監査の実施期間	9
7	監査従事者	9
8	利害関係	9
第2	監査対象の概要	10
1	出資等法人の定義	10
2	出資等法人に掛かる経営状況調査	10
3	経営状況調査の実施方法	11
第3	監査対象の選定	11
1	出資等法人への財務事務の執行状況に関する調査	11
2	監査対象の選定	11
第4	監査の結果及び意見	12
1	交流推進部文化国際課①（管轄：公益財団法人盛岡国際交流協会）	12
(1)	事業費補助	12
1	交流推進部文化国際課②（管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業 団）	23
(1)	文化会館指定管理（盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及 び浜民文化会館）	23
(2)	事業費補助	30
1	交流推進部文化国際課③（管轄：株式会社盛岡地域交流センター）	37
(1)	マリオス管理費用区分所有者負担金、マリオス第四次中期修繕計画実 施に伴う負担金	37
2	商工労働部経済企画課（管轄：一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービ スセンター）	40

(1) 運営費補助	40
3 農林部林政課 農林部農政課 保健福祉部長寿社会課 (管轄：公益財団法人盛岡市都南自治振興公社)	51
(1) 施設指定管理 (盛岡市都南つどいの森、盛岡市飯岡農業構造改善センター及び盛岡市立都南老人福祉センター)	51
4 都市整備部公園みどり課 (管轄：株式会社もりおかパークマネジメント)	55
(1) 盛岡市動物公園指定管理	55
5 交流推進部スポーツ推進課 (管轄：公益財団法人盛岡市スポーツ協会)	60
(1) スポーツ協会が指定管理を行う施設 (全 14 施設)	60
(2) 事業費補助	65
6 教育委員会事務局生涯学習課 (管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業団)	74
(1) 公民館指定管理 (河南、都南及び渋民)	74
7 教育委員会事務局歴史文化課 (管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業団)	79
(1) 盛岡てがみ館、石川啄木記念館、原敬記念館・盛岡市先人記念館指定管理	79
8 玉山総合事務所産業振興課 (管轄：たまやま振興株式会社)	84
(1) ユートランド姫神指定管理	84
9 商工労働部ものづくり推進課 (管轄：公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター)	97
(1) 市有施設維持管理業務委託料	97
(2) 盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金	99
10 交流推進部観光課 (管轄：公益財団法人盛岡観光コンベンション協会)	107
(1) 盛岡市観光文化交流センター (プラザおでって) 指定管理	107
(2) 事業補助金	109
第 5 監査の総括	112
1 総論	112

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「出資等法人に係る財務に関する事務の執行について」

3 外部監査対象期間

原則として2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
ただし、必要に応じて2024年度以前及び2025年度の執行分を含む。

4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

市は、市の出資等割合が法人の出資等額全体のおおむね4分の1以上を占める法人を「出資等法人」とし、現在、次に記載の17の出資等法人がある。

出資等法人一覧

No.	出資等法人名	所管課
1	公益財団法人盛岡国際交流協会	文化国際課
2	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	地域福祉課
3	一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター	経済企画課
4	一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター	経済企画課
5	盛岡まちづくり株式会社	経済企画課
6	盛岡中央市場冷蔵株式会社	中央卸売市場
7	公益財団法人盛岡市都南自治振興公社	林政課
8	一般財団法人盛岡市駐車場公社	都市計画課
9	株式会社もりおかパークマネジメント	公園みどり課
10	公益財団法人岩手育英会	学務教職員課
11	公益財団法人盛岡市スポーツ協会	スポーツ推進課
12	公益財団法人盛岡市文化振興事業団	生涯学習課 歴史文化課
13	たまやま振興株式会社	産業振興課
14	株式会社盛岡地域交流センター	市街地整備課
15	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター	ものづくり推進課
16	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会	観光課
17	株式会社岩手ソフトウェアセンター	ものづくり推進課

上記の出資等法人の収支、経営状況、資産および将来負担など、経営実態を定期的に把握することを目的として、市は経営状況調査を実施している。

令和6年度の経営状況調査結果一覧によると、単年度赤字が8法人あり、合計78,529千円の赤字が発生している。また、赤字法人のうち、改善を要するまたは大いに改善を要すると評価された法人が3法人あり、市における財政的な観点において重要な事案である。また、過去の包括外部監査において、同様のテーマが取り上げられていないことから、合規性に加えて、有効性、経済性、効率性の観点から本年度の監査テーマとすることは、市の状況を鑑み、意義があると判断した。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 出資法人等に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 出資法人等に関する財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 事業内容について、聞き取り調査を実施し、関連する文書の閲覧等により監査を実施する。
- ・ 監査の視点に基づき、所管課に質問を実施し、所管課の回答を検討するとともに、必要に応じて、新たに文書の閲覧及び質問を実施する。
- ・ 必要に応じて、認識された課題に関して、所管課と協議する。

(3) 監査の対象部署

監査の対象部署と所管する出資等法人一覧

No.	部署名	出資等法人名
1	文化国際課	公益財団法人盛岡国際交流協会
		公益財団法人盛岡市文化振興事業団
		株式会社盛岡地域交流センター
2	経済企画課	一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター
3	林政課	公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
4	公園みどり課	株式会社もりおかパークマネジメント
5	スポーツ推進課	公益財団法人盛岡市スポーツ協会
6	生涯学習課	公益財団法人盛岡市文化振興事業団
7	歴史文化課	公益財団法人盛岡市文化振興事業団
8	産業振興課	たまやま振興株式会社
9	ものづくり推進課	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター
10	観光課	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

6 外部監査の実施期間

2025年5月27日から2026年1月26日まで

7 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	横塚 大介
監査補助者	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	嶋田 有吾
	公認会計士	石川 亮
	公認会計士	梅澤 崇仁

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 出資等法人の定義

市は、施策の推進の一翼を担うという公益的役割を持ち、その役割と設立の趣旨に沿って事業を実施する予定の法人に対して、設立時に出資又は出捐（以下「出資等」という。）を行っている。出捐とは、財団法人など非営利事業を営む法人への基本財産の拠出のことを指し、株式会社への出資に該当する。なお、出資と異なり、経営に参加したり配当を請求したりする権利を有していない。市は、これらの法人を、「出資等法人」としている。

2 出資等法人に掛かる経営状況調査

市は、出資等の割合が法人の出資等額全体の概ね4分の1以上を占める法人を対象に、法人の収支、経営状況、資産及び将来負担等経営実態を定期的に適切に把握するため経営状況調査を実施している。

近年、長引く景気の低迷などによる市の財務状況の硬直化や、指定管理者制度の導入、市民や特定非営利活動法人、また事業会社などとの協働の推進による公共のあり方の見直しなどを背景に、出資等法人を取り巻く経営環境は急速に変化している。

こうした状況の中、出資等法人が担うべき公益的役割を明確にし、その役割に沿って経営の質を高め、将来の市の財政負担などにつながらないよう自立した経営の仕組みを構築するために、法人と所管課がともに法人の経営内容を見直し課題の解決を図ることを目的として、市は経営評価を実施している。

これまで、平成21年度及び平成24年度に経営評価を実施し、各法人が立案した計画に従って平成25年度から平成27年度に措置を実施している。

また、平成27年度以降においては、新たに「所管課による財務状況についての点検評価結果」の項目を設け、各年度において評価を実施する必要性があると判断された出資等法人に対して経営評価を実施し、法人所管課による点検評価の結果がC（改善を要する）又はD（大いに改善を要する）の評価となった法人については、財政的なリスクを抱えている法人と評価している。

3 経営状況調査の実施方法

平成 21 年度及び平成 24 年度における経営評価は、自己評価および第三者評価によって構成されており、自己評価は、評価対象の法人および所管課が、「盛岡市出資等法人評価シート」に基づき、法人の経営状況について自己評価を行うものである。

また、第三者評価は、外部有識者および市民からなる「盛岡市自治体経営推進会議」の委員で構成されている「出資法人部会」が、上記の「盛岡市出資等法人経営評価シート」の内容について、公益性、計画性などの視点から分析・検討するとともに、法人および所管課に対するヒアリングを実施し、経営上の課題などを抽出し、評価結果を取りまとめている。評価結果は、全体評価結果と個別評価結果に分かれている。

なお、第三者評価において経営上の課題を指摘された法人および所管課は、課題の解決のための取り組みを検討し、措置計画を策定している。措置計画を策定した法人および所管課は、これに基づいて経営上の課題の解決に向けた取り組みを進めている。

平成 27 年度以降においては、新たに「所管課による財務状況についての点検評価結果」の項目を設け、経営評価を実施している。この法人所管課による点検評価の結果がC（改善を要する）またはD（大いに改善を要する）の評価となった法人については、財政的なリスクを抱えている法人と評価している。

第3 監査対象の選定

1 出資等法人への財務事務の執行状況に関する調査

出資等法人に掛かる市の財務事務の執行状況を把握するため、出資等法人を所管する全部署に対して、聞き取り及び文書の閲覧による調査を行った。調査においては、出資等法人の事業の概要、設立までの経緯、2025 年度において市が実施した出資等法人に掛かる財務事務の執行状況を調査した

2 監査対象の選定

上記の調査の結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる出資等法人を所管する部署を監査対象として選定した。具体的には、出資等法人に補助金を交付している部署や、出資等法人を指定管理者として選定している部署、出資等法人に業務を委託している部署等である。

第4 監査の結果及び意見

1 交流推進部文化国際課①

(管轄：公益財団法人盛岡国際交流協会)

(1) 事業費補助

① 事業の概要

ア 事業の概要

市は、盛岡市の歴史や文化、その他の特性を生かしながら、幅広い分野における国際交流活動を展開し国際相互理解と国際友好親善の促進を図る活動の中核を担う公財団法人盛岡国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）の事業を共催するとともに事業補助金を支出し、市の国際化を図っている。

令和6年度において国際交流協会は、市内の国際交流団体と連携しながら特色ある事業展開を行うとともに、姉妹都市ビクトリアからの中高生の受入事業を18年ぶりに実施している。

その他、令和4年度に策定した中期計画に基づき、次の各事業を行っている。

- ・国際交流に関する啓発普及並びに国際理解推進事業
- ・国際交流関係団体及びボランティアの育成・資質の向上に関する事業
- ・交流事業計画の策定及び実施事業

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,689	5,000	7,020
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	4,689	5,000	7,020
一般財源	—	—	—
決算額	4,684	5,000	6,820

※ その他は、国際交流基金である。

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び 交付金	6,820	公益財団法人盛岡国際交流協会補助 金
合計	6,820	

② 監査の結果

ア 盛岡市補助金検証チェックシートの実施頻度が不十分なことについて（意見1）

市は「盛岡市補助金検証チェックシート」（以下「検証チェックシート」という。）により、交付している補助金の補助効果を検証している。実施時期としては、補助金交付要綱（又は交付要領等）において、補助事業実施期間の最終年度としており、「公益財団法人盛岡国際交流協会事業補助金」に関しては、令和5年度に実施している。

一方で、「公益財団法人盛岡国際交流協会事業補助金交付要領」（以下「交流協会交付要領」という。）によれば、次のような条項がある。

交流協会交付要領より抜粋

（補助事業の期間）

第4 当該補助に係る事業実施期間は、令和8年度までとする。ただし、同年度までに当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて実施期間の延長又は短縮することができるものとする。

交流協会交付要領によれば、補助金に係る事業効果の検証結果によって、事業実施期間の延長又は短縮をすることを予定している。しかし、検証チェックシートによる補助事業効果の検証を補助事業実施期間の最終年度で実施している現状では、補助事業の実施期間の延長には対応できるものの、実施期間の短縮には対応できないのではないかと考える。

市によれば、検証チェックシートによる検証はなかったとしても、毎年の予算編成時に補助金額や補助事業の継続の可否について十分検討しており、実施期間中だからといって無条件に補助金を認めているわけではないとのことである。

確かに、現状の運用であっても毎年の予算編成時の検討により、補助金の打ち切りや期間の短縮に対応は可能である。しかし、そのような状況であるならば、

毎年の予算編成時に検証チェックシートによる検証を実施することにより、予算編成時の判断過程がより明確になり、また、交流協会交付要領の条項への対応もより明確になるのではないかと考える。

したがって、補助金の検証を毎年度実施していることをより明確にするためにも、全庁的な対応として、検証チェックシートによる補助金の検証を毎年実施することを検討されたい。

イ 検証チェックシートの様式の見直しについて（意見2）

検証チェックシートの様式は次のとおりとなっている。

検証チェックシートより抜粋

<p>■総括的事項</p> <p>■補助金の概要</p> <p><input type="checkbox"/>補助事業の目的及び内容</p> <p><input type="checkbox"/>交付実績</p> <p>■補助金の交付の適否に関するチェック</p> <p><input type="checkbox"/>基本的視点（A 適合している B 適合していない C 非該当）</p> <p><input type="checkbox"/>財政的視点（A 適合している B 適合していない C 非該当）</p> <p>■補助目的の達成度を測る指標及び目標値</p> <p>■補助効果の検証</p> <p>■検証結果を踏まえた今後の方向性</p> <p><input type="radio"/>現行のまま補助を継続</p> <p><input type="radio"/>内容を見直した上で、補助を継続</p> <p><input type="radio"/>廃止（休止を含む）</p> <p><input type="radio"/>その他</p> <p>【今後の方向性に係る判断の考え方】</p> <p>■担当課の検証結果に基づく今後の方向性に係る財政課の意見</p> <p><input type="checkbox"/>担当課による検証への意見</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方針に対する財政課意見</p> <p><input type="radio"/>現行のまま補助を継続</p> <p><input type="radio"/>内容を見直した上で、補助を継続</p> <p><input type="radio"/>廃止（休止を含む）</p> <p><input type="radio"/>その他</p> <p>【今後の方向性に係る財政課意見の考え方】</p>

市が令和5年度に実施した検証チェックシートの記載をみると、担当課による「検証結果を踏まえた今後の方向性」には、「現状のまま補助を継続」との判断をしていることが確認できる。

一方で、「担当課の検証結果に基づく今後の方向性に係る財政課意見」では、「内容を見直した上で、補助を継続」との判断をしていることが確認できる。なお、財政課の意見の考え方は次のとおりとなっている。

検証チェックシートより抜粋

【今後の方向性に係る財政課意見の考え方】

盛岡市補助金交付に関する指針で定める「補助金の原則」に基づき、補助金は事業費補助を原則とするものであり、公益財団法人盛岡交流協会事業補助金交付要領第2に規定されている「協会事務局員の給与支給を行うために必要と認められる臨時職員賃金、福利厚生費」について見直し検討が必要である。

このように、現状の検証チェックシート上は、担当課の意見と財政課の意見が異なっており、両者の見解の相違がどのように解消されたのかが不明な状況となっている。

財政課は「見直し」をした上で補助を継続と判断しているが、どのような見直しを実施したのか担当課へ確認したところ、担当課としては、令和5年度の補助金検証以降、指摘された臨時職員賃金、福利厚生費について検討を実施しているものの、具体的な見直しには至っていないとの回答を得た。担当課によれば、予算編成時に現状を説明し、財政課には了解を得て、現状のまま補助金を継続しているとのことである。

現状の検証チェックシートでは、財政課の意見について担当課の意見を記載する様式にはなっていないことから、今回のように、担当課と財政課の意見が異なった場合、意見が食い違ったまま終結しているように見えるため、改善の余地がある。

したがって、担当課と財政課の意見が違った場合には、その後に、担当課の意見欄及び財政課の意見欄を設け、両者の見解の相違をどのように解消したのかを検証チェックシート上明確になるような様式にすることを検討されたい。

ウ 国際交流協会の評議員の適格性について（指摘1）

国際交流協会の評議員会の開催状況と評議員の出席、欠席の状況は表1のとおりである。

表1 評議員会の開催状況

開催日	出席人数	欠席人数
令和6年3月28日	6名	2名 (A氏、B氏)
令和6年6月27日	5名	3名 (A氏、C氏、D氏)
令和7年3月27日	5名	3名 (A氏、C氏、D氏)
令和7年6月27日	書面	—

(出典：評議員会議事録より監査人作成)

(注：C氏は令和6年6月就任)

表1より、A氏とC氏は評議員会への欠席が目立っていることが確認できる。(D氏は令和6年3月28日の評議員会への出席実績がある)。

評議員会とは、(公益・一般)財団法人の最高決議機関であり、全ての評議員は、その構成員として議決権を行使することになる。

評議員は、法人と委任関係にある(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第1項)ことから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務(以下「善管注意義務」という。)(民法第644条)を負っている。そのような状況にある中で、評議員が評議員会に出席しないことは善管注意義務に反するおそれがあり、評議員としての適格性を欠くことになり問題がある。

したがって、法人を所管する立場である市は、当該評議員に評議員会への出席を促す又は、評議員会への出席が可能である評議員としての適格性を有した者を評議員として選任することを法人へ求めるなど、現状の法人運営の改善を求める必要がある。

エ 国際交流協会の理事の適格性について(指摘2)

国際交流協会の理事会の開催状況と理事の出席、欠席の状況は表2のとおりである。

表2 理事会の開催状況

開催日	出席人数	欠席人数
令和6年2月1日	7名	2名 (A氏、B氏)
令和6年5月28日	7名	3名 (A氏、C氏、D氏)
令和6年6月27日	書面	—
令和7年2月6日	6名	3名 (A氏、C氏、E氏)
令和7年5月30日	6名	4名 (A氏、B氏、D氏、F氏)

(出典：理事会議事録より監査人作成)

表2より、A氏について理事会への参加が確認できない。

理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を有している。

また、公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担っている。

評議員と同様、理事は法人と委任関係にある（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第1項）ことから、善管注意義務を負っている。そのような状況にある中で、理事が理事会に出席しないことは善管注意義務に反するおそれがあり、理事としての適格性を欠くことになり問題がある。

したがって、法人を所管する立場である市は、当該理事に理事会への出席を促す又は、理事会への出席が可能な理事としての適格性を有した者を理事として選任することを法人へ求めるなど、現状の法人運営の改善を求める必要がある。

オ 補助事業の内容の変更の場合の承認申請について（意見3）

国際交流協会は、令和7年3月10日に、補助事業の内容を変更したとして、変更申請を受け付けている。補助事業内容の変更に関する手続等は「盛岡市補助金交付規則」（以下「補助金交付規則」という。）に記載があり、当該規則に則り事務手続きをしている。

補助金交付規則より抜粋

（補助金の交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認をうけること。

（以下省略）

（補助事業内容の変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第6条第1項第1号の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 （省略）

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第6条第1項第1号の承認をしたときは、補助事業変更承認通知書により、（省略）当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(決定の変更)

第10条 市長は、第6条第1項第1号又は第2号の承認をした場合において、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止に伴い補助金の交付の決定の変更を要するときは、当該変更を行い、その内容を補助金交付決定変更通知書により当該変更に係る補助事業者へ通知するものとする。

今回の国際交流協会からの補助金事業変更承認申請書によれば、変更の理由は「ビクトリア市中高生訪問団受入事業において、経費の圧縮により不用額が発生するため」として、補助金額は7,020,000円から6,820,000円へ変更となっており、200,000円の返還をしている。

このような経費の圧縮による不用額の発生が、補助金交付規則第6条第1項第1号の「補助事業の内容の変更」に該当するか否かが問題となる。

「補助金交付事務に関する質疑応答集」(事務連絡 令和4年1月11日)(以下「質疑応答集」という。)によれば、軽微な変更と判断したものについては、市長の承認を要しないとしつつ、その場合には、「補助金交付決定通知書」に条件を付すことを条件としている。

質疑応答集より抜粋

2 補助事業の内容等の軽微な変更についても、市長の承認が必要ですか。

補助事業の変更については、従前から、各補助制度において、当該補助事業等の目的及び内容等を勘案のうえ、軽微な変更と認められると判断したものについては承認を要しないものとして取り扱われており、現在も変更はありません。(省略)

なお、「変更」には、実施する補助事業の内容のほか、経費の配分や執行計画の変更も含まれ、補助事業者へ具体的な条件を通知する「補助金交付決定通知書(様式第4号)」は、軽微な変更を除いたり、「変更」とは「補助事業の内容、経費の配分及び執行計画の変更」であることがわかるように、条件を記載しています。

(留意事項)

(1) 補助事業者へ付す条件は、補助金交付決定通知書に記載する必要があります。軽微な変更について承認を要しないこととする場合は、その旨記載することになります。

市によれば、今回のケースにおいては、金額的には軽微であるものの、「補助金交付決定通知書」に承認を不要とする条件について付記していなかったことから、変更申請を受理し、返還手続を実施したとのことである。

確かに、質疑応答集によった場合、変更申請に係る今回の一連の手続きは問題ないと思われる。一方で、年度末の繁忙期に、このような軽微な変更申請について対応しているのは事務負担が大きくなり、事務処理の効率性の観点からは問題がある。

したがって、担当課内で「軽微な変更」についての見解を整理し、「補助金交付決定通知書」にその条件を付記することを検討されたい。

カ 国際交流協会事務局を文化国際課内に設置していることについて（指摘3）

現在、国際交流協会は、プロパー採用は1名であり、文化国際課内にデスクを設置し事務作業をしている。

文化国際課の場所の一部を国際交流協会に使用させていることになるが、この行政財産の使用に関し、市と国際交流協は何ら取り決めをしていない。

地方自治法第238条の4に行政財産の管理及び処分に関する規定がある。

地方自治法より抜粋

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 一～三（省略）

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

（以下省略）

3～6（省略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（以下省略）

注：「行政財産」とは、庁舎、学校、公園など、公用または公共用に供される財産をいう。一方、行政財産以外の公有財産を「普通財産」といい、特定の用途を持たず、売却や貸付など、経済的価値の発揮を目的として管理される財産のことをいう。

行政財産については、原則貸し出すことはできない（地方自治法第238条の4第1項）が、同第238条の4の第2項において、例外的に第三者へ貸し付けることができることになっている。

また、同第238条の4第7項によって、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることになっており、市には、申請書の様式が整備されている。

前述したように、市は、行政財産の使用について国際交流協会と何ら取り決めをしておらず、合規性の観点から問題である。

したがって、地方自治法第238条の4の規定にもとづき、市は、国際交流協会との間で賃貸借契約を締結するか、又は、国際交流協会へ行政財産の使用許可を与えるかのいずれかにより、行政財産の使用に関する関係を明確にする必要がある。

キ 国際交流協会事務局を文化国際課内に設置させ無償で使用させていることについて（指摘4）

「カ 国際交流協会事務局を文化国際課内に設置させていることについて」で記載したように、市は、国際交流協会に文化国際課内の一部を使用させている。これに関し、市は対価の受領はなく、無償で使用させている状況である。

地方自治法第225条には次のように規定されており、行政財産の使用許可をさせる場合は、使用料を徴収することができることとなっている。

地方自治法より抜粋

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

また、「盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」によれば、行政財産について無償で貸し出すことは可能となっている。

盛岡市財産交換、譲与、無償貸付等に関する条例より抜粋

(普通財産の無償貸付等)

第4条 普通財産は、次の各号に一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業のように供する時

(2)～(6) (省略)

第5条 前条(第3号を除く)の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。(以下省略)

「カ 国際交流協会事務局を文化国際課内に設置させていることについて」で記載したように、行政財産の使用に関し、市と国際交流協会は何ら取り決めをしていないため、無償で使用させていることに関しても、何ら取り決めをしていない。行政財産を無償で貸し出すことは特殊な状況であるにも関わらず、何ら取り決めをしていない現状についても、合規性の観点から問題がある。

したがって、市と国際交流協会は、賃貸契約を締結し、使用料につき無償であることを明確にするか、又は、行政財産の使用許可に合わせて「行政財産使用料減免申請書」を取り交わすことによって、使用料について減免(無償と)することを明確にする必要がある。

ク 文化国際課と国際交流協会事務局とが同室になることによる情報セキュリティについて(意見4)

市は、国際交流協会に文化国際課内の一部を使用させている状況であるが、このような状況において市は、市が取り扱っている各種情報の漏洩等に関して留意する必要がある。

情報セキュリティについて市に確認したところ、国際交流協会が業務上使用するパソコンに関しては、独自の調達とし、市が使用するパソコンと明確に区分しており、ネットワークの区分もしているとのことである。また、市が使用するパソコンにログインするためには顔認証登録が必要となっているため、国際交流協会の業務をする者は、市のネットワークや共有フォルダに接続できるパソコンへのログインができない状況であるとのことであった。

現状このように運用しているとのことであるが、情報セキュリティに関する規程やマニュアルが整備されていない。

文化国際課に関しては、課内に他法人が同居している状況において、他部署と比較して、情報セキュリティに関して高い意識を持つ必要がある。

したがって、情報セキュリティに関する注目が高まっている現代の環境や、今後役所内での人の異動があることを踏まえると、情報セキュリティに関する規程やマニュアルを整備することを検討されたい。

ケ 文化国際課職員の国際交流協会への併任について（意見5）

国際交流協会は、プロパーの職員は1名であり、文化国際課の8名が併任している状況である。併任職員の給与は市が負担している。なお併任や給与負担については「職員の事務従事に関する協議書」（平成11年3月31日）（以下「協議書」という。）によっており、以来継続している。

協議書より抜粋

<p>第2 甲の職員を乙の運営事務に従事させるものとする。</p> <p>第3 乙は必要があるときは甲に協議の上、第2の規定により乙の運営事務に従事させる職員（以下「事務従事職員」という。）を乙の職員として併任することができる。</p> <p>第4 事務従事職員に関する給与は、甲が負担するものとする。</p>

甲：盛岡市 乙：国際交流協会

現状では、併任することのみを協議しているだけであり、併任する職員がどの程度どちらの職務に従事するかまでの取り決めはない。

また、交流協会交付要領によれば、国際交流協会の事務局員の賃金や福利厚生費の負担もしている。

交流協会交付要領より抜粋

<p>第2 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる、法人会計に係る協会事務局員の人件費に要する経費及び協会が定める公益目的事業を行う場合に要する経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <th>経費</th> <th>補助率、補助額、補助限度額</th> </tr> <tr> <td>協会事務局員の給与支給を行うために必要と認められる臨時職員賃金、福利厚生費</td> <td rowspan="2">補助対象経費の合計額の10分の8とし、7,020,000円を限度額とする。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> </tr> </table>	経費	補助率、補助額、補助限度額	協会事務局員の給与支給を行うために必要と認められる臨時職員賃金、福利厚生費	補助対象経費の合計額の10分の8とし、7,020,000円を限度額とする。	(省略)	
経費	補助率、補助額、補助限度額					
協会事務局員の給与支給を行うために必要と認められる臨時職員賃金、福利厚生費	補助対象経費の合計額の10分の8とし、7,020,000円を限度額とする。					
(省略)						

このことから、現状の国際交流協会は、場所や職員について、市より金銭的、又は無償といった支援を受けて運営されているといえる。

このような状況は、国際交流協会が自主運営をしていくという観点からは問題がある。

したがって、国際交流協会の自主運営を実現させるためにも、国際交流協会の自主財源の確保についての方策を打ち出すことに尽力するとともに、補助金の対象経費の範囲の見直しや、併任職員の職務の範囲の明確化を進めることを検討されたい。

1 交流推進部文化国際課②

(管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業団)

(1) 文化会館指定管理（盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館）

① 事業の概要

ア 事業の概要

文化会館は、市民の芸術文化の振興を図るための施設であり、盛岡市民文化ホール、盛岡劇場、盛岡市都南文化会館、盛岡市渋民文化会館の4館が設置されている（盛岡市文化会館条例第2条）。

文化会館の管理は、指定管理者に行わせるもの（盛岡市文化会館条例第13条）としており、4館（併設公民館を含む）まとめて非公募により指定管理者を選定し、「盛岡市文化会館並びに盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に関する基本協定書」を公益財団法人盛岡市文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）と締結している。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(ア) 盛岡市民文化ホール

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	158,889	159,159	211,327
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	158,889	159,159	211,327
決算額	163,836	160,237	211,415

(イ) 盛岡劇場

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	89,978	89,918	116,075
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	89,978	89,918	116,075
決算額	91,716	91,097	112,532

(ウ) 都南文化会館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	89,234	89,174	112,325
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	89,234	89,174	112,325
決算額	90,895	90,470	112,325

(エ) 渋民文化会館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	56,491	56,431	72,895
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	56,491	56,431	72,895
決算額	56,981	57,438	72,895

ウ 令和6年度事業費の内訳

(ア) 盛岡市民文化ホール

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	211,415	盛岡市民文化ホール指定管理料
合計	211,415	

(イ) 盛岡劇場

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	112,532	盛岡劇場指定管理料
合計	112,532	

(ウ) 都南文化会館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	112,325	都南文化会館指定管理料
合計	112,325	

(エ) 渋民文化会館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	72,895	渋民文化会館指定管理料
合計	72,895	

② 監査の結果

ア 指定管理料と収支計算書の不整合について（指摘5）

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出しなければならない。事業報告書には、管理経費の収支状況について記載しなければならないため、指定管理者である文化振興事業団は、事業報告書に「令和6年度文化会館収支計算書」（以下「収支計算書」という。）を添付し、市に提出している。

盛岡市文化会館条例より抜粋

（事業報告書の提出）

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(4) 管理経費の収支状況

そこで、収支計算書を閲覧したところ、次の表3のとおり、盛岡劇場と都南文化会館の指定管理料の金額が整合していなかった。

表3 指定管理料の差異

(単位：円)

施設名	市決算額 a	収支計算書 b (施設管理事業収入)	差異 a-b
盛岡市民文化ホール	211,415,560	211,415,560	0
盛岡劇場	112,532,369	113,478,000	△945,631
都南文化会館	112,325,000	111,379,369	945,631
渋民文化会館	72,895,000	72,895,000	0
計	509,167,929	509,167,929	0

(出典：市提供資料より監査人作成)

したがって、記載内容の合規性（正確性）の観点から、収支計算書の記載内容の適切性について、市は、今後十分に確認するとともに、誤りがあれば修正を求めるなどの対応をされたい。

イ 事業報告書と収支計算書の不整合について（指摘6）

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出しなければならない。事業報告書には、利用料金の収入実績について記載しなければならないため、指定管理者である文化振興事業団は、事業報告書に収支計算書を添付し、市に提出している。

盛岡市文化会館条例より抜粋

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(3) 利用料金の収入実績

そこで、利用料金に係る事業報告書本体の記載と収支計算書を比較したところ、次の表4のとおり、渋民文化会館以外の施設の利用料金収入の金額が整合していなかった。特に、都南文化会館の差異は65百万円と多額の差異となっている。

表4 利用料金収入の差異

(単位：円)

施設名	事業報告書 a (収納利用料金額)	収支計算書 b (施設利用事業収入)	差異 a-b
盛岡市民文化ホール	44,024,055	44,498,455	△474,400
盛岡劇場	8,079,020	8,102,810	△23,790
都南文化会館	7,180,460	72,710,070	△65,529,610
渋民文化会館	2,468,170	2,468,170	0
計	61,751,705	127,779,505	△66,027,800

(出典：市提供資料より監査人作成)

したがって、記載内容の合規性（正確性）の観点から、事業報告書及び収支計算書の記載内容の適切性について、市は、今後十分に確認するとともに、誤りがあれば修正を求めるなどの対応をされたい。

ウ 事業報告書の記載について（意見6）

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出しなければならない。そのため、指定管理者である文化振興事業団は、事業報告書として「令和6年度盛岡市文化会館管理事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を作成し、市に提出している。

基本協定書より抜粋

(報告書の提出等)

第16条

3 乙は、文化会館条例第19条及び公民館条例第18条に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

事業報告書に該当する実績報告書を閲覧したところ、その記載内容について、不適切または不十分な部分が散見された。具体的には、表5のとおりである。

表5 実績報告書の記載状況と監査人の見解

記載内容（抜粋）	監査人の見解
<p>(4) 物品及び施設の維持管理 基本協定に基づき、物品及び施設の維持管理に資するため、修繕等を行った。（別紙のとおり）</p>	<p>別紙が添付されていないため、内容が不明であり、記載不十分である。</p>
<p>(5) 事故発生時の措置 基本協定に基づき、適正に措置した。</p>	<p>事故が発生したのであれば、事故の状況及び講じた措置の内容等を記載すべきであり、記載不十分である。事故が発生していないのであれば、事故が発生したとの誤解を招く記載であり、不適切である。</p>
<p>(6) 防災対策 施設の安全対策の一環として、火災等発生時を想定した防災訓練を実施した。</p>	<p>防災訓練を実施したのであれば、実施日や参加人数、訓練内容等の実施内容を記載すべきであり、記載不十分である。</p>
<p>(7) 管理運営の評価 基本協定に基づき、管理運営に関する自己評価を行い、状況を確認し改善を図った。（別紙のとおり）</p>	<p>別紙が添付されていないため、内容が不明であり、記載不十分である。</p>
<p>(12) 適正な経理 年度協定に基づく指定管理料及び施設利用料を、基本協定に基づき適正に運用した。また、内部定期監査の実施及び公認会計士の指導（税務顧問契約）により適正な処理に努めている。（別紙のとおり）</p>	<p>別紙は「収支計算書」を指すものと思われるが、「収支計算書」では左記の内容は判明しない。 また、「ア 事業報告書と収支計算書の不整合について」及び「イ 事業報告書と収支計算書の不整合について」に記載したとおり、指定管理料及び施設利用料の金額の正確性に疑義がある。</p>

（出典：実績報告書より監査人作成）

このような記載となった要因としては、前年度の実績報告書をベースに金額や件数を更新するのみの方法で作成していることが想定される。

したがって、記載内容の合規性（正確性）の観点から、事業報告書（実績報告

書)の記載内容の適切性について、市は、今後十分に確認するとともに、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。

(2) 事業費補助

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡市における芸術文化の振興に寄与することを目的として、文化振興事業団の事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で盛岡市補助金交付規則(以下「規則」という。)及び公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助金交付要領(以下「事業費交付要領」という。)に定めるところにより補助金を交付するものである。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	100,912	100,535	104,462
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	100,912	100,535	104,462
決算額	95,142	100,535	104,462

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び 交付金	104,462	公益財団法人盛岡市文化振興事業団 事業費補助金
合計	104,462	

② 監査の結果

ア 参照条文の誤りについて（指摘7）

事業費交付要領では、規則の規定により提出する書類等について、次のとおり、別表により規定している。

事業費交付要領より抜粋

(提出書類)			
第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。			
別表 (第7 関係)			
条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算 4 法人又は団体の場合は前年度の決算書 5 納税証明書 (課税法人に限る。) 6 その他市長が必要と認める書類	(略)	(略)
規則第9条第1項	公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助事業変更承認申請書	(略)	(略)
規則第9条第2項	公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助事業中止 (廃止) 承認申請書	(略)	(略)
規則第12条	公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助金交付請求書	(略)	(略)
	1 公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書等の写し 5 事業結果のわかる書類 (完成写真、報告書等) 6 その他市長が必要と認める書類	(略)	(略)
規則第14条	公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助金前金払請求書	(略)	(略)

しかし、補助金交付請求書、補助事業完了報告書及び添付書類、補助金前払請求書についての参照条文が誤っていた。

正しくは、次の表6のとおりである。

表6 参照条文の正誤表

提出書類	誤	正
公益財団法人盛岡市文化振興事業団 事業費補助金交付請求書	規則第12条	規則第17条
1 公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助事業完了報告書 (2~6 略)		規則第14条
公益財団法人盛岡市文化振興事業団 事業費補助金前金払請求書	規則第14条	規則第18条

(出典：市提供資料より監査人作成)

したがって、合規性の観点から、市は、事業費交付要領を改正し、正しい参照条文とする必要がある。

イ 運営費への補助金の充当について（指摘8）

事業費交付要領第7別表に規定されているとおり、文化振興事業団は、補助金交付申請を行う際に、事業計画書を添付しなければならない。事業計画書は、「盛岡市補助金交付に関する指針」（以下「指針」という。）別記2 補助金交付に係る共通様式によっており、事業の目的、事業の内容、事業の効果、補助金の交付を受けようとする理由、備考（その他）を記載することとなっている。

文化振興事業団の事業計画書には、次のとおり記載されている。

事業計画書より抜粋

事業計画書	
事業の目的	(略)
事業の内容	(略)
事業の効果	(略)
補助金の交付を受けようとする理由	・盛岡市における、芸術文化の振興及び芸術文化の普及に資する事業実施に係る経費の一部とするため ・公益財団法人盛岡市文化振興事業団の運営のため
備考（その他）	(空欄)

補助金の交付を受けようとする理由の2つ目に「文化振興事業団の運営のため」と記載されているが、当該補助金は事業費補助金であって、運営費補助金ではない。つまり、当該補助金は事業費に対する補助（事業費交付要領第1）であ

るため、運営費に充当してはならない。

確かに、令和2年度までは、公益財団法人盛岡市文化振興事業団運営費補助金交付要領第1の規定に基づき、文化振興事業団事務局の管理運営を行う場合に要する経費に対し補助金が交付されていた。しかし、平成27年度包括外部監査の指摘を受けて、当該運営費補助金交付要領は廃止され、現在の事業費交付要領が策定されたのであるから、「文化振興事業団の運営のため」との記載は不適切である。

また、文化振興事業団の令和6年度正味財産増減計算書内訳表によると、次のとおり、盛岡市補助金を公益目的事業会計だけでなく、法人会計にも充当している。つまり、事業費補助金を運営費に充当しており、事業費交付要領の規定に反している。

表7 正味財産増減計算書内訳表（抜粋）

（単位：円）

科目	公益目的 事業会計	収益事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
盛岡市補助金	45,055,649	0	38,992,825	0	84,048,474
芸術鑑賞事業 費補助金	12,173,000	0	0	0	12,173,000
文化会館活動 事業費補助金	6,841,000	0	0	0	6,841,000
情報誌発行業 務補助金	1,400,000	0	0	0	1,400,000
計	65,469,649	0	38,992,825	0	104,462,474

（出典：第29期 財務諸表 文化振興事業団、計は監査人集計）

したがって、合規性の観点から、市は文化振興事業団に対し、事業費補助金を運営費に充当しないよう指導監督する必要がある。

ウ 補助事業完了報告に係る提出書類の不足について（指摘9）

事業費交付要領第7別表に規定されているとおり、文化振興事業団は、補助事業完了報告を行う際に、領収書等の写しを添付しなければならない。

事業費交付要領より抜粋（条項修正の上、再掲）

(提出書類)			
第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。			
別表（第7関係）			
条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第14条	1 公益財団法人盛岡市文化振興事業団事業費補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書等の写し 5 事業結果のわかる書類（完成写真、報告書等） 6 その他市長が必要と認める書類	(略)	(略)

しかし、領収書等の写しは添付されていなかった。

合规性の観点から、市は文化振興事業団に対し、領収書等の写しを提出させる必要がある。

エ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について（指摘10）

指針では、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合、補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行った上で、所定の手続を行うものとされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 補助金交付金額の算定に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む場合であって、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合は、補助の相手方である団体等が消費税等課税事業者であるかについて書面等により確認を行った上で、課税事業者である場合には、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請（申請時点で当該金額が明らかでない場合には完了の報告）をさせ、補助金交付金額の算定（補助金交付決定、補助金の額の確定）を行うものとする。

文化振興事業団は、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請を行っているが、市は、文化振興事業団が課税事業者であるかについての書面等による確認を行っていない。

さらに、文化振興事業団は課税事業者であるから、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならないが、それら所定の手続を行っていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、文化振興事業団が課税事業者であることを書面等で確認するとともに、所定の手続を行う必要がある。

オ 仕入控除税額の確認及び返還請求について（指摘 11）

指針では、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で、団体等から報告を受け、当該金額の返還について請求するものとしてされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(2) 補助金の額の確定までに消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、当該金額が明らかになった時点で（消費税等確定申告後速やかに）団体等から報告を受け、市は団体等に対して当該金額の返還について請求するものとする。

「エ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について」で記載したとおり、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせておらず、補助金交付金額には仕入控除税額が含まれている。つまり、現状では消費税等仕入控除税額が明らかになっていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、文化振興事業団に消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、当該金額の返還について請求する必要がある。

1 交流推進部文化国際課③

(管轄：株式会社盛岡地域交流センター)

(1) マリオス管理費用区分所有者負担金、マリオス第四次中期修繕計画実施に伴う負担金

① 事業の概要

ア 事業の概要

(ア) マリオス管理費用区分所有者負担金

共同所有となっているマリオスの共用部の清掃、警備、廃棄物処理、修繕改良工事などに係る費用のうち区分所有者の負担割合分を支出するものである。

(イ) マリオス第四次中期修繕計画に伴う負担金

マリオスは1997年10月に竣工してから30年弱が経過しており、老朽化への対応が必要になってきている。これまでも継続的に部分的に修繕工事を行ってきたが、もはやそれだけでは十分な対策とはならず、リニューアル、更新等について本格的に進めていくことが必要な時期を迎えている。将来にわたってマリオスを最適な状態を維持していくためには定期的、計画的な修繕更新工事が必要である。

この状況を踏まえ、マリオスの管理者である株式会社盛岡地域交流センター（以下、「交流センター」という。）が中心となって、中長期、中期の修繕計画を策定し修繕更新工事を行ってきた。

当負担金は、この中長期、中期の修繕計画に基づく修繕更新工事に係る費用を区分所有者間で負担するものである。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	236,581	145,942	156,872
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	236,581	145,942	156,872
決算額	233,281	201,592	184,863

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び 交付金	184,863	マリオス管理費用区分所有者負担金 112,795千円 マリオス第四次中期修繕計画実施に 伴う負担金 72,067千円
合計	184,863	

エ マリオス

JR盛岡駅西口にある北東北随一の超高層ビルである。盛岡市のランドマークタワーとして盛岡市民文化ホール、ショップ、オフィス、盛岡市内を一望できる展望室などがある複合インテリジェントビルである。

建物敷地は市の所有となっており、次の表8のとおり建物は6者の区分所有となっている。

表8 マリオスの区分所有者

区分所有者	施設概要
交流センター	店舗フロア（1F、4F、5F） オフィスフロア（6F～8F、11F～17F、19F） 会議室 18F 展望室 20F
盛岡市	盛岡市民文化ホール（地下 1F～1F） 大ホール 510 席 小ホール 350 席 展示ホール
岩手県	いわて観光経済交流センター（3F）
株式会社岩手ソフトウェアセンター	オフィスフロア（9F、10F）
東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	盛岡駅西口熱供給センター他（地下 1F、地下 2F）

（出典：マリオスホームページ）

オ マリオスに係る修繕計画

上記のとおり、マリオスは1997年に竣工してから30年弱が経過しており、老朽化への対応が必要となっている。交流センターでは2008年3月に第一次中長期修繕計画、2014年に第二次中長期修繕計画を策定してこれまで修繕等を実施してきている。しかし、エレベーター、エスカレーター等の重要設備については修繕のみでは十分な対応ができず、リニューアル、更新等についての検討が必要な時期となっている状況である。マリオスが今後も北東北のランドマークビルとしての役割を果たし続け、将来にわたって最適な状態を維持するための修繕更新工事を計画的に実施していくことが必要である。それに鑑み、これまでの修繕計画の実施状況や修繕予定箇所の再調査を踏まえ、優先順位を考慮し施工時期や工事内容等を明確にし、概算費用を算定した「マリオス第三次中長期修繕計画（2019年度～2048年度）～みなさんに愛されるマリオスを目指して～」を2019年に策定した。さらに当該中長期計画を踏まえ、2024年度～2028年度までの5年間にわたっての計画として「マリオス第四次中期修繕計画（2024年度～2028年度）～いつまでも魅力のつづくマリオスを目指して～」を策定し、現在では、この計画に基づき修繕更新工事が進められている。

② 監査の結果

ア 負担金決算額の正確性検証について（指摘 12）

マリオスの管理は交流センターが担っており、修繕計画も交流センター主導で策定されている。区分所有者はそれぞれの負担金について、「費用負担に関する協定書」に定められた負担割合に基づいて算定された額を負担している。

管理費用及び修繕計画に基づく費用の収支決算額は、毎年5月に開催される区分所有者通常集会において報告され、区分所有者からの承認を得ている。

しかし、この集会で提出される収支決算額の正確性について、各区分所有者は十分に確認、検証していない。

交流センターの監査役による監査は行われているようであるが、区分所有者通常集会では、その監査結果報告も行われていない状況である。

負担金決算額は多額になり、市の財政負担も大きいものである。一般財源から支出されることの重要性に鑑みれば、交流センターから提示された数値の適正性について、何らの担保もなく支払いを行うことは法規性、公平性、経済性の観点で問題である。区分所有者が交代で検証手続を実施する、あるいは区分所有者通常集会において、交流センターの監査役による監査結果報告を求めるといった、数値の適正性を担保する手続を実施する必要がある。

2 商工労働部経済企画課

（管轄：一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター）

（1）運営費補助

① 事業の概要

ア 事業の概要

一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「福祉サービスセンター」という。）に対し、運営費を補助するものである。

福祉サービスセンターは、盛岡市及び近郊市町内の中小企業に勤務する勤労者、中小企業の事業主等に対し、総合的かつ効果的に勤労者福利厚生事業を推進し、もって中小企業の振興、地域社会の活性化・発展に寄与すること目的として設立されている。

福祉サービスセンターの主たる事業は以下のとおりである。

- ・ 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の健康の増進に関する事業

- ・ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に関する事業
- ・ 会員拡大に関する事業
- ・ ニュースの発行等情報提供に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	9,700	9,700	9,700
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	9,700	9,700	9,700
決算額	9,700	9,700	9,700

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	9,700	運営費補助金
合計	9,700	

② 監査の結果

ア 補助金検証チェックシートの実施頻度が不十分なことについて（意見7）

市は「盛岡市補助金検証チェックシート」（以下「検証チェックシート」という。）により、交付している補助金の補助効果を検証している。実施時期としては、原則として、補助金交付要綱（又は交付要領等）において、補助事業実施期間の最終年度としており、「盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金」に関しては、令和3年度に実施している。

一方で、「盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金交付要領」（以下

「サービスセンター交付要領」という。)によれば、次のような条項がある。

サービスセンター交付要領より抜粋

(補助事業の期間)

第4 当該補助に係る事業実施期間は、令和7年度までとする。ただし、同年度までに当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて実施期間の延長又は短縮することができるものとする。

サービスセンター交付要領によれば、補助金に係る事業効果の検証結果によって、事業実施期間の延長又は短縮をすること予定している。検証チェックシートによる補助事業効果の検証を補助事業実施期間の最終年度で実施している現状では、補助事業の実施期間の延長には対応できるものの、実施期間の短縮には対応できないのではないかと考える。

市によれば、検証チェックシートによる検証はなかったとしても、毎年の予算編成時に補助金額や補助事業の継続の可否について十分検討しており、実施期間中だからといって無条件に補助金を認めているわけではないとのことである。

確かに、現状の運用であっても毎年の予算編成時の検討により、補助金の打ち切りや期間の短縮に対応は可能である。しかし、そのような状況であるならば、毎年の予算編成時に検証チェックシートによる検証を実施することにより、予算編成時の判断過程がより明確になり、また、サービスセンター交付要領の条項への対応もより明確になるのではないかと考える。

したがって、補助金の検証を毎年度実施していることをより明確にするためにも、検証チェックシート等による補助金の検証を毎年実施することを検討されたい。

イ 補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について①（意見8）

サービスセンター交付要領において、補助対象経費を定めている。その中に「その他市長が必要と認める経費」が確認できる。

サービスセンター交付要領より抜粋

第2 第1に規定する経費は別表1（第2関係）掲げる経費とし、これに対する補助額は予算の範囲内とする。

別表1（第2関係）

- (1) 職員給与
- (2)～(22) 省略
- (23) その他市長が必要と認める経費

市に、「その他市長が必要と認める経費」について、市長への申請フローや、どのような経費が対象となるかについての判断・判定フローについて確認したところ、現状そのようなフローは当該要領以外なく、「その他市長が必要と認める経費」の補助金申請を受けた場合は、その都度検討・判断し、決裁により承認を得ている状況であるとの回答を得た。

サービスセンター交付要領に補助対象経費が明記されているのは、補助対象経費の範囲を明確にし、対象経費が不必要に拡大しないことを主な趣旨としていと考えられる。したがって、「(23)その他市長が必要と認める経費」のような包括規定があると、対象経費が不必要に拡大してしまうリスクがある。

したがって、公金支出の透明性を確保するため、基本的には、「(23) その他市長が必要と認める経費」の項目を無くすことが望ましいが、当該経費を認める場合には、補助対象経費として適切と判断した理由などを事後的にも検証できるよう、明確に記録しておかれない。

ウ 補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について②（意見9）

補助金の申請時に提出している収支予算書によれば、福祉サービスセンターが申請した経費は、表9のようになっている。

表9 収支予算書（支出の部分）

（単位：円）

項目	予算額	左のうち盛岡市 補助金充当額	内容説明（算出 基礎等）
給与・諸手当・所 与・福利厚生費等	18,840,000	3,000,000	職員給与・諸手 当・賞与・社会保 険料等
旅費・通信費等	1,512,000	338,000	会議旅費・送料 等・通信費
消耗品費・光熱水 費・燃料費・修繕 費・備品費	1,169,000	200,000	事務消耗品費・光 熱水費・燃料費・ 修繕費・備品費
印刷製本費	2,106,000	557,000	ニュース等印刷 費
賃借料	1,590,000	350,000	事務室料・コピー 機賃借料
雑役務費	1,068,000	255,000	会計委託料・パソ コン保守料
その他市長が必 要と認める経費	22,396,000	5,000,000	企画・助成事業費
その他経費	27,014,000	0	
支出合計	75,695,000	9,700,000	

（出典：様式第3号 収支予算書 2 支出の部）

福祉サービスセンターは、「ウ 補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について①」で記載したように、サービスセンター交付要領の別表9に基づき補助金を申請している。表9で記載のように、申請した対象経費の中で、「その他市長が必要と認める経費」の額が一番多額となっていることがわかる。

「ウ 補助対象経費の「その他市長が必要と認める経費」について①」で記載したように、現状、「その他市長が必要と認める経費」については、特別な申請フローや判定・判断フローがあるわけではない。そのような状況において、「その他市長が必要と認める経費」といった包括規定により、補助金の対象経費を認めることは、不必要に対象経費の範囲が広がるリスクがあることは前述したとおりである。したがって、申請された対象経費のうち、「その他市長が必要と認める経費」が多額となる現状の申請書は問題がある。

そのような状況を回避するためにも、申請された対象経費において「その他市

長が必要と認める経費」が多額である場合は、当該経費が対象経費として認められるものであれば、そもそも、サービスセンター補助金交付要領の別表9の対象経費に、当該経費を具体的に明示することを検討されたい。

エ 補助対象経費の範囲、充当計算について（指摘13）

補助金の申請時に提出している収支予算書によると、福祉サービスセンターが申請した収入の内訳は表10のとおりである。

表10（収入の部）

（単位：円）

収入の種類	予算額	内容説明（算出時基礎等）
共済金収益	12,000,000	共済給付金等
事業収益	19,028,000	企画・助成事業参加者負担金
会費収入	32,278,000	会費・入会金収入
基本財産運用益・雑収益等	2,689,000	基本財産運用収益、公告掲載料、事業準備積立金取崩等
盛岡市補助金	9,700,000	盛岡市補助金※
収入合計	75,695,000	

（出典：様式第3号 収支予算書 2収入の部）

※表1の支出合計との差額として算出

補助金申請額は、表9に記載された経費項目と表10に記載された収益項目の差額として設定されている。

また、申請時の予算書によれば、科目別の予算額は表11のとおりである。

表11 科目別予算額

(単位：円)

科目	事業費	管理費	合計	補助金充当額
給与	7,549,000	3,304,000	10,853,000	3,000,000
諸手当	1,141,000	369,000	1,510,000	
賞与	2,413,000	982,000	3,395,000	
福利厚生費	2,065,000	1,017,000	3,082,000	
会議費	—	150,000	150,000	
報償費	—	10,000	10,000	
旅費交通費	9,000	155,000	164,000	338,000
通信運搬費	1,051,000	297,000	1,348,000	
印刷製本費	1,748,000	358,000	2,106,000	557,000
消耗品費	23,000	295,000	318,000	200,000
修繕費	200,000	—	200,000	
燃料費	30,000	—	30,000	
光熱水費	282,000	139,000	421,000	
備品費	94,000	106,000	200,000	
賃借料	1,097,000	493,000	1,590,000	350,000
租税公課	9,000	31,000	40,000	
雑役務費	801,000	267,000	1,068,000	255,000
保険料	85,000	—	85,000	
負担金	—	135,000	135,000	
共済掛金	13,589,000	—	13,589,000	
共済給付金	10,000,000	—	10,000,000	
企画事業費	1,880,000	—	1,880,000	5,000,000
助成事業費	20,516,000	—	20,516,000	
食糧費	—	30,000	30,000	
渉外費	20,000	10,000	30,000	
手数料	417,000	471,000	888,000	
広告料	898,000	—	898,000	
減価償却費	1,043,000	116,000	1,159,000	
合計	66,960,000	8,735,000	75,695,000	9,700,000

(出典：令和6年度 予算書より監査人編集)

補助金の申請額の計算根拠を示した「令和6年度盛岡市補助金交付申請額計算」によれば、「盛岡市補助金は事業費分に充当する（管理費分には充当しない）」とあり、差額の9,700,000円を事業費に充当した結果が表9となっている。

一方で、当該補助金の交付の根拠となっている、サービスセンター交付要領には次のような記載となっている。

サービスセンター交付要領より抜粋

第1 (中略) 一般財団法人盛岡市勤労福祉サービスセンターが事業を行う場合及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内で盛岡市補助金交付規則(省略)及びこの要領に定めるところにより補助金を交付する。

サービスセンター交付要領によれば、補助金対象は、事業費と運営費の双方への補助を想定していると読み取れる。

現状は、「運営費補助金」と称する交付要領のタイトル、サービスセンター交付要領が想定する補助金の対象範囲及び、事業費を補助対象としている補助金の充当に関する計算過程の三者が齟齬している状況となっている。

市に確認したところ、令和2年度より補助金要領を「運営費補助金」としているが、実際の補助対象が事業費となっていることに関しての経緯は不明であるものの、市としては、あくまで、当該補助金については、センターが行う会員へのサービス事業に直接市が補助するものではなく、サービス提供するための運営経費を支援する趣旨と考えているとの回答を得た。

したがって、「運営費補助金」と称しながら、対象経費を事業費としている現状は問題があるため、サービスセンター交付要領の補助対象経費の記載を見直すとともに、充当計算の方法についても見直す必要がある。

オ 盛岡市出資等法人経営状況調査表の記載について(指摘14)

市は、福祉サービスセンターについて、「盛岡市出資等法人経営状況調査表」(以下「経営状況調査表」という。)を作成している。

現在作成されている令和6年度数値に関する経営状況調査表は表12のとおりである。

表12 令和6年度 経営状況調査表

(単位：千円)

区 分		令和6年度	摘 要
収 支 の 状 況	総収入	88,547	
	当期収入	71,837	
	基本財産運用収入	6	
	会費収入	30,190	
	補助金等収入	9,700	
	事業収入	26,544	
	その他の収入	5,397	事業準備積立金取崩額4,452千円含む
	前期繰越額	16,710	
	総支出	72,473	
	当期支出	72,473	経常費用と同額
	人件費	19,401	
事業費（人件費除く）	50,322	減価償却費1,044千円含む	
管理費（人件費除く）	2,750	減価償却費116千円含む	
当期収支差額	△636		
次期繰越収支差額	16,074	貸借対照表の現金預金は16,535千円	
正 味 財 産 の 状 況	経常収益	71,837	公表済み決算書は67,385千円
	経常費用	72,474	公表済み決算書は△5,089千円
	当期経常増減額	△637	

(出典：市作成経営状況調査表を監査人が一部編集)

注：端数による差異の発生の調整はしていない。

福祉サービスセンターは、令和6年度の決算において、特定資産である事業準備積立金のうち4,452千円の取崩しを実施している。

なお、特定資産とは、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産のことをいい、預金等の金融資産が設定されることが多い資産である。

そのような状況にあった福祉サービスセンターは、経営状況調査表を作成するにあたり、特定資産の取崩に係る収入をどのように表現するか検討した結果、表4における「その他の収入」に含めて表示することとしている。

現在作成されている経営状況調査表は、次の三つの観点から検討が必要と考える。

一つ目は、経営状況調査表における「正味財産の状況」の「経常収益」に取崩に係る収入4,452千円が含まれていることである。

特定資産の取崩しに係る収入は、法人内部の資産の振替であり、法人外部からの資金流入を伴うものではないため、「経常収益」に含めるべき性格のものではない。さらに、「経常収益」に含めた結果、公表されている正味財産増減計算書の「経常収益」と「当期経常増減額」について同額差が生じてしまっていることにも問題がある。これらの項目については、公表されている決算書と数字は一致すべきであると考え

二つ目は、経営状況調査表の「収支の状況」で集計されている金額に減価償却費が含まれていることである。

「収支の状況」というタイトルからは、資金の収支に関する情報を提供することを目的にしていると思われる。しかし、当期支出の項目には、現金支出を伴わない減価償却費が含まれている。厳密には、非現金支出費用である減価償却費は支出項目に含めるべきではない。

三つ目は、「収支の状況」で扱おうとしている資金の範囲が不明確であることである。

収支の状況においては資金の動きをとらえることになるが、基本的な算式は次のとおりとなり、期末資金は貸借対照表の項目と一致する。

$$\text{(算式) 期首資金} + \text{資金の増加} - \text{資金の減少} = \text{期末資金}$$

資金収支の作成にあたっては、まず、取り扱う「資金」の範囲を明確にする必要がある。一般的には、「資金」の範囲を狭くとらえるケースと「資金」の範囲を広くとらえるケースがある。

福祉サービスセンターの場合で考えると、資金の範囲を狭くとらえたケースでは、資金は貸借対照表の流動資産の現金預金となり、資金の範囲を広くとらえたケースでは、資金は、貸借対照表の流動資産の現金預金と特定資産として設定された事業準備積立金の合計となる。

資金の範囲と特定資産の取崩しに係る収入、次期繰越収支差額の関係は表 13 のとおりである。

表 13 資金範囲と特定資産の取崩収入、次期繰越収支差額の関係

	資金の範囲（狭）	資金の範囲（広）
次期繰越収支差額	貸借対照表の流動資産の現金預金と一致する。	貸借対照表の流動資産の現金預金と特定資産の合計に一致する。
特定資産の取崩しに係る収入の「収支の状況」における取扱い	「収入」となる。(資金の範囲である貸借対照表の流動資産の現金預金の増加を伴うため)	「収入」とはならない。(資金の範囲内の異動にすぎ、資金を増加させないため)

(出典：監査人作成)

現状作成されている、経営状況調査表の「次期繰越収支差額」は貸借対照表のどの項目とも一致しておらず、資金の範囲をどのように扱っているのか不明であり問題がある。

したがって、資金の範囲を明確にし、「次期繰越収支差額」が貸借対照表の項目と一致するように作成する必要がある。

カ 福祉サービスセンターの決算書に賞与引当金が計上されていないことについて (指摘 15)

福祉サービスセンターの決算書の貸借対照表には賞与引当金が計上されていないことが確認できる。一方で、「一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター職員給与規程」(以下「給与規程」という。)第2条及び「一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンター職員給与規程施行細則」(以下「給与規程施行細則」という。)によれば、賞与支給の規程が認められる。

給与規程より抜粋

(賞与)

第13条 賞与は、理事長が定める日において在職する職員に対して支給し、その額及び支給方法は、理事長が別に定める。

給与規程施行細則によれば、基準日は6月1日(支給日は6月30日)と12月1日(支給日は12月10日)であり、基準日以前の6箇月以内の勤務成績に応じて支給されることになる。

会計上は、①将来の特定の費用又は損失であること、②発生の原因が当期以前

の事象に起因していること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もることができること、といった4つの要件を満たした場合、適切な期間損益を算定するために「引当金」を計上することが必要となる。

福祉サービスセンターの場合、賞与の支給規定が整備され、支給対象期間が12月から5月となり決算月を跨ぐことから、6月支給予定額の6分の4を決算において賞与引当金として計上することが必要となる。

したがって、賞与引当金の計上されていない現状の決算書は、適切な期間損益の算定という観点からは問題がある。

したがって、市は、福祉サービスセンターの期間損益を正しく把握するためにも、決算書に賞与引当金を計上するように指導監督する必要がある。

3 農林部林政課 農林部農政課 保健福祉部長寿社会課 (管轄：公益財団法人盛岡市都南自治振興公社)

(1) 施設指定管理（盛岡市都南つどいの森、盛岡市飯岡農業構造改善センター及び盛岡市立都南老人福祉センター）

① 事業の概要

ア 事業の概要

市は、次のことを目的として、「盛岡市都南つどいの森」、「盛岡市飯岡農業構造改善センター」及び「盛岡市立都南老人福祉センター」の管理運営に関し、公益財団法人盛岡市都南自治振興公社（以下「都南自治振興公社」という。）を指定管理者として指定している。

(盛岡市都南つどいの森)

森林浴、レクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健、休養に資するとともに、森林に対する理解を深めるという施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すること。

(盛岡市飯岡農業構造改善センター)

地域住民に交流の場を提供するとともに、農家、非農家の交流を推進し、生活文化の向上を図ること。

(盛岡市立都南老人福祉センター)

地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向

上及びレクレーションのための便宜を供与し、老人に健康で明るい生活を営ませること。

なお、令和6年度から、盛岡市立都南老人福祉センターが盛岡市飯岡農業改善センターの北側に移転・合築したことに伴い、両者は一体の管理となっている。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(ア) 盛岡市都南つどいの森

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	35,406	35,406	38,504
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	35,406	35,406	38,504
決算額	37,131	35,793	42,033

(イ) 盛岡市飯岡農業構造改善センター

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	7,259
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	—	—	7,259
決算額	—	—	6,969

(注) 盛岡市立都南老人福祉センターが、盛岡市飯岡農業構造改善センターの北側に移転したことに伴い、令和6年度から指定管理者制度を導入している。

(ウ) 盛岡市立都南老人福祉センター

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	20,425	20,425	12,597
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	20,425	20,425	12,597
決算額	20,455	20,360	11,823

(注) 令和6年度から、盛岡市飯岡農業構造改善センターとの一体管理になったことから一部経費について圧縮されている。

ウ 令和6年度事業費の内訳

(ア) 盛岡市都南つどいの森

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	42,033	盛岡市都南つどいの森の指定管理料
合計	42,033	

(イ) 盛岡市飯岡農業構造改善センター

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	6,969	盛岡市飯岡農業構造改善センターの指定管理料
合計	6,969	

(ウ) 盛岡市立都南老人福祉センター

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	11,823	盛岡市立都南老人福祉センターの指定管理料
合計	11,823	

② 監査の結果

ア 経営状況調査表の記載誤りについて（指摘 16）

市は、出資等法人の収支、経営状況、資産および将来負担など、経営実態を定期的に把握することを目的として経営状況調査を実施し、その調査結果を「令和6年度 盛岡市出資等法人経営状況調査表」（以下「経営状況調査表」という。）として、市のホームページで公表している。

都南自治振興公社の経営状況調査表に記載されている法人の経営状況のうち正味財産の状況は表14のとおりである。

表14 正味財産の状況

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
正味財産の状況	経常収益	110,982	108,194	104,251
	経常費用	109,399	112,670	110,333
	当期経常増減額	1,583	△4,476	△6,082
	経常外収益	0	0	0
	経常外損益	0	0	295,600
	当期経常外増減額	0	0	△295,600

(出典：経営状況調査票)

表14の金額について都南自治振興公社決算書と照合したところ、令和5年度の「経常外損益」と「当期経常外増減額」の金額について、本来は「295」と「△295」と千円単位で記載すべきところ、誤って円単位で記載されていた。

当該情報は、内部的な情報にとどまらず、市のホームページにより、一般に公表されている情報であるため、内容については誤りのないように慎重に作成しなければならないものである。

したがって、公表前にダブルチェック、トリプルチェック等複数の目で確認する体制を整備することが必要であるとともに、すでに公表されている誤情報について訂正又は訂正情報を発信することが必要である。

4 都市整備部公園みどり課 (管轄：株式会社もりおかパークマネジメント)

(1) 盛岡市動物公園指定管理

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡市動物公園 ZOOMO (以下、「ZOOMO」という。)の施設管理、運営に係る指定管理事業である。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	228,847	100,000	100,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	228,847	100,000	100,000
決算額	230,773	102,281	99,396

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	99,396	指定管理料
合計	99,396	

エ 盛岡市動物公園 ZOOMO

ZOOMOは、平成元年に、当時、市の出資団体であった財団法人盛岡市動物公園公社(以下、「公社」という。)が管理運営団体となって開園した動物公園である。その後、民間活力と民間資本の導入による動物公園の経営改善を目指し、令和元年度末に公社を解散して、令和元年7月、新たに現在の管理運営団

体である株式会社もりおかパークマネジメント（以下、「MPM」という。）を設立した。“人、動物、環境（生態系）の健康は相互に関連していて一つである”という考え方「one world-one health」を理念に掲げ、野生生物の保全のみならず、自然環境の保全、人の福祉、動物の福祉（Animal Welfare）に資する事業を展開すべく、令和5年4月より「盛岡市動物公園 ZOOMO」として再スタートした動物公園である。

② 監査の結果

ア 備品の年度末現在高の報告について（指摘 17）

「盛岡市動物公園の管理運営に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第13条において、物品の維持管理について下記のとおり規定されている。

基本協定書第13条より抜粋

（物品の維持管理）

第13条 乙は、盛岡市財務規則の規定に基づき、動物公園に備え付けられた物品の適正な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、甲の所有に属する備品について、それを受け入れたときは、速やかに甲に報告し、現に使用されている備品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、速やかに甲に返納するものとし、その保管に係る備品の状況を明らかにした備品管理簿を備えなければならない。また、年度末の現在高について、甲の定める日までに甲に報告しなければならない。

基本協定書によると、ZOOMOに備え付けられた物品についてはZOOMOが適正な維持管理をすることとなっている。また、保管している備品の状況を明らかにした備品管理簿を備え、年度末に現在高について市に報告することとされている。

しかし、この備品の年度末現在高についての報告が令和2年度から令和6年度までの5年間にわたって漏れていた。基本協定書に基づき報告すべき事項は適切に報告する必要がある。

イ 備品管理について（意見 10）

上記アで記載したとおり、ZOOMOにある備品についてはZOOMOが維持管理を行い、年度末における備品の現在高について市へ報告することとされているが、直

近5年にわたって報告が漏れていた。よって、直近5年間においては、備品管理が適切に行われていたか否かについて市は把握できていない。

基本協定書によれば、一義的には備品の管理はZOOMOが行い、毎年度末にその状況について市へ報告することになるが、ZOOMOへの牽制機能を働かせる意味も含め、市自らが備品調査を行う、あるいはZOOMOの備品調査に立ち会うなどの対応をすることを検討されたい。

ウ 事業報告書の記載事項について（指摘18）

基本協定書第16条において報告書等の提出等に関する規定が定められている。

基本協定書第16条より抜粋

<p>（報告書の提出等）</p> <p>第16条 乙は、四半期ごとに（6月、9月、12月、3月）、動物公園の管理運営に関する報告書を作成し、翌月末日までに甲に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書の書式及び記載内容は、甲乙協議の上定める。</p> <p>3 乙は、条例第13条の9に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合には、これに従わなくてはならない。</p>
--

ここで、甲は市、乙はZOOMOを指している。また、条例とは盛岡市都市公園条例（以下、「条例」という。）を指している。

条例第13条の9では事業報告書の提出について下記のとおり規定されている。

条例第13条の9より抜粋

<p>（事業報告書の提出）</p> <p>第13条の9 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 使用者の数（動物公園及び都南中央公園プールに係るものに限る。）</p> <p>(3) 利用料金の収入実績</p> <p>(4) 管理経費の収支状況</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めた事項</p>
--

しかし、このうち(2) 使用者の数(入場者数)に関する報告が令和4年度から令和6年度までの3年間にわたって漏れていた。

動物公園の運営において入場者数情報は極めて重要な情報であり、適時適切に情報を収集し、今後の動物公園運営方針・計画策定において考慮されるべきものである。

条例で事業報告書へ記載することが求められていることについては、确实、適切に記載する必要がある。

エ 仕様書に則した事業計画書と事業報告書の作成について(指摘19)

市とZOOMOの間では、盛岡市動物公園の管理運営に関する基本協定書(以下、「基本協定書」という。)及び盛岡市動物公園指定管理者仕様書(以下、「仕様書」という。)が取り交わされている。基本協定書、仕様書には、ZOOMOが実施すべき業務について、下記のとおり規定されている。

基本協定書第4条より抜粋

(業務の細目)

第4条 条例第13条の8第1項に規定する乙の業務の細目は、別記1「仕様書」に定めるとおりとする。

仕様書より抜粋

II 管理運営業務の内容

指定管理者は基本方針に基づいて管理運営業務を遂行するために、次のとおりの事務事業を計画実施するものとする。

- 1 来園者管理事務
- 2 飼育展示事業
- 3 催物等事業
- 4 研究事業
- 5 教育普及事業
- 6 野生生物保全関連事業
- 7 便益事業
- 8 維持管理事務

これに対し、ZOOMO が提出した事業計画書の項目は下記のとおりである。

ZOOMO から提出された事業計画書より抜粋

- | |
|--------------------------|
| 1 申請動機・施設の現状に対する考え |
| 2 管理運営の基本方針について |
| 3 市民の平等な使用の確保策について |
| 4 施設の運営について |
| 5 施設の管理について |
| 6 経費の縮減及び効率的な管理運営の方策について |
| 7 職員の配置について |
| 8 メンバーの資質向上について |
| 9 雇用・労働条件の確保について |
| 10 個人情報の管理について |

また、年度末に ZOOMO から提出される事業報告書の項目も上記の事業計画書と同様となっている。

事業計画書は本来、各年度において指定管理者がどういった事業、業務を実施するのかについて記載されるものであるが、ZOOMO から提出された事業計画書及び事業報告書は仕様書で求められている業務内容に則した形になっていない。そのため、仕様書で求められている業務が確実に実施されたのか否かが事業報告書から読み取れず、事業報告書としては不十分である。ZOOMO を適切に管理運営していくためには、毎年度の ZOOMO の実状に則した事業計画の策定と事業年度終了後の振り返りという、いわゆる PDCA サイクルを回していくことが重要である。しかし、その事業計画が仕様書で求められている業務内容と整合していない現状は、適切な ZOOMO 運営を行うためには適切ではなく、合規性、経済性、効率性の観点からも問題である。事業計画書は仕様書で求められている業務に則したものを作成し、業務報告書は仕様書で求められている業務が確実に実施されたことを報告する内容にする必要がある。

オ 修繕費予算の見直しについて（意見 11）

修繕費については、基本協定書において下記のとおり規定されている。

基本協定書第10条より抜粋

<p>(施設等の修繕)</p> <p>第10条 指定管理料に盛り込んでいる年間修繕料の範囲内の小破修繕は、乙が行い、その費用は、乙の負担とする。年間修繕料の額は、別途年度協定で定めるものとする。</p> <p>2 年間修繕料を上回る修繕は、甲乙協議の上行い、その費用は、甲の負担とする。ただし、乙がその費用を負担することを申し出た場合は、この限りではない。</p> <p>3 乙は、年度末において年間修繕料に残額が生じたときは、その残額を甲に返還しなければならない。</p>

年間修繕料は盛岡市動物公園の管理運営に関する年度協定書第2条第2項において、令和6年度は600千円（消費税等を含む。）と定められている。

しかしながら、修繕費用の実績額は過去5年間でいずれも600千円を超えている状態であり、超過分は全てZOOMOが負担しているとのことである。直近の実績を踏まえ、修繕費用の予算額について見直すことについて検討されたい。

5 交流推進部スポーツ推進課
(管轄：公益財団法人盛岡市スポーツ協会)

(1) スポーツ協会が指定管理を行う施設 (全14施設)

① 事業の概要

ア 事業の概要

市内にある各種スポーツ施設の管理、運営に係る指定管理事業である。現在、14の施設について、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）が、管理を行っている。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	384,151	386,008	473,582
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	384,151	386,008	473,582
決算額	410,842	393,134	473,930

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	473,930	指定管理料
合計	473,930	

エ 市内のスポーツ施設

市内には盛岡市総合アリーナをはじめ、多くのスポーツ施設が設置されている。これらの施設は指定管理者等によって維持管理、運営がなされている。スポーツ協会が管理運営しているスポーツ施設及び令和6年度の指定管理料は次のとおりである。

スポーツ協会が指定管理者となっている施設と令和6年度指定管理料

(単位：千円)

施設名	指定管理料
① 盛岡市総合アリーナ (盛岡タカヤアリーナ)	298,094
② 盛岡市立総合プール	
③ 盛岡市アイスリンク (みちのくコカ・コーラボトリングリンク)	
④ 盛岡市都南中央公園プール	
⑤ 盛岡体育館 (ムセンコネクトもりおかアリーナ)	38,586
⑥ 盛岡市太田橋野球場	
⑦ 盛岡市立武道館	31,937
⑧ 盛岡市弓道館	
⑨ いわぎんスタジアム (盛岡南公園球技場)	43,800
⑩ 盛岡市立太田テニスコート	9,005
⑪ 盛岡市立綱取スポーツセンター	11,085
⑫ 盛岡市洪民運動公園	41,423
⑬ 盛岡市立玉山運動場	
⑭ 盛岡市立生出スキー場	
合計	473,930

(出典：市提供資料により監査人作成)

地理的に近い施設あるいは同種競技種目の施設については、合算で指定管理料が算定されている。

② 監査の結果

ア 事業報告書の記載事項について (指摘 20)

スポーツ協会と市はスポーツ協会が指定管理者として管理する施設ごとに仕様書、基本協定書、年度協定書を取り交わしている。基本協定書第16条において、報告書の提出等に関する規定が定められている。例として、盛岡南公園球技場に関する基本協定書は下記のとおりである。

盛岡南公園球技場の管理運営に関する基本協定書より抜粋

(報告書の提出等)

第16条 乙は、(毎月)、球技場の管理運営に関する報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 前項の報告書の書式及び記載内容は、甲乙協議の上定める。

3 乙は、条例第19条に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合には、これに従わなくてはならない。

ここで、甲は市、乙はスポーツ協会を指している。また、条例とは盛岡市球技場条例(を指している。同条例第19条では下記のとおり規定されている。

盛岡市球技場条例より抜粋

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

以上のとおり、スポーツ協会は毎年度終了後に事業報告書を市に提出する必要がある。そして、事業報告書には業務の実施状況等について記載しなければならないとされている。

一方で、指定管理に係る仕様書には、スポーツ協会が実施すべき業務が明記されている。例として、同じく盛岡南公園球技場指定管理者仕様書に記載されている管理運営業務の項目を下記にて一部例示する。

盛岡南公園球技場指定管理仕様書 II 管理運営業務より抜粋

2 施設等の管理に関する業務

指定管理者は、利用者が安全に施設等を利用できるよう、次に挙げる業務を行い、施設等の良好な維持に努めなければなりません。

- (1) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 施設等の警備及び清掃並びに植栽の管理に関する業務
- (3) 運動機器等の操作、保守点検及び管理業務
- (4) 電気、暖房設備操作、保守点検及び管理業務
- (5) 給排水等設備の操作、保守点検及び管理業務
- (6) 芝生管理業務
- (7) 芝管理用機器の点検整備業務
- (8) 駐車場棟の保全、管理業務
- (9) 工作物の管理業務
- (10) 備品の管理業務

3 その他の業務

- (1) 広報業務
- (2) 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務
- (3) 管理計画書、事業報告書の作成業務
- (4) 市関係機関との連絡調整業務
- (5) 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継ぎ業務
- (6) 緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務
- (7) 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
- (8) 職員に対しての運営管理に必要な研修業務
- (9) その他運営管理に必要な業務

このように、施設等の管理業務として、様々な業務が記載されている。また、業務の中には目安ではあるものの、「年2回」「週1回程度」と頻度、回数まで記載されている業務もある。しかし、これらの業務が確実に実施されたか否かについて、事業報告書に記載されていない。運動機器等や電気、暖房設備、給排水等設備の保守点検業務は利用者の安全にもつながるものであり、重要な業務である。また、仕様書等で定められた業務でもあることから指定管理者は確実に実施し、市へその状況を報告しなければならないものである。

したがって、市は、事業報告書には仕様書等に明記された業務については、その実施状況を適切に記載して報告させる必要がある。

(2) 事業費補助

① 事業の概要

ア 事業の概要

スポーツ協会では7つの自主事業を行っており、市から事業費補助を受けている。事業名と主な事業内容は次の表15のとおりである。

表15 事業費補助を受けている事業と主な事業内容

事業名	主な事業内容
(ア) 健康づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会加盟団体、その他市民スポーツの振興を主たる目的とした団体に対する助成金の交付 ・スポーツ団体、自治会等、すべての市民を対象としたAEDの無料貸し出し ・各種自主事業、スポーツ事業に係る計画、調整、事業報告等
(イ) 体力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生及び高校生を対象とした選手強化・競技力向上を目的とした助成金の交付 ・名義使用等の承認 ・スポーツ関係団体との共催事業の経費助成 ・スポーツ協会加盟団体の運営経費の補助 ・スポーツ協会加盟団体の選手強化に要する経費補助、団体育成のための補助 ・盛岡市民スポーツ大会の開催
(ウ) 次世代スポーツ活動育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の子供たちの基礎体力や運動能力の向上を目的としたSAQトレーニング ・多目的体験型のスポーツ教室「もりおかこどもスポーツクラブ」の実施

事業名	主な事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医学・化学勉強会の開催 ・市内スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化のため各種委員会、総会開催等の本部運営 ・登録単位団の紹介 ・スポーツ指導者研修会開催 ・指導者講習会参加料の助成 ・リーダーキャンプの実施、リーダースクール参加料の助成 ・スポーツ少年団交流事業の費用助成 ・スポーツ大会の開催
(エ) 健康づくり意識醸成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・無料講演会の開催 ・スポーツ功績者表彰 ・グルージャ盛岡及び岩手ビッグブルズのチーム強化への推進
(オ) 競技力強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会出場選手・監督への激励賞交付 ・オリンピック等代表選手への激励賞交付 ・岩手県民体育大会参加申込、参加料取りまとめ
(カ) スポーツ大会・イベント誘致事業	大規模スポーツ大会等を誘致施策の検討
(キ) スポーツを通じた交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流を図るためのイベント企画 ・スポーツパルの加入促進

出典：市提供資料より監査人作成

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(ア) 健康づくり推進事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,370	4,370	4,370
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	4,370	4,370	4,370
決算額	4,370	4,370	4,370

(イ) 体力向上推進事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	12,244	12,244	12,244
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	12,244	12,244	12,244
決算額	12,244	12,244	12,244

(ウ) 次世代スポーツ活動育成支援事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,792	7,792	7,792
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	7,792	7,792	7,792
決算額	7,792	7,792	7,792

(エ) 健康づくり意識醸成事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,531	1,531	1,531
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	1,531	1,531	1,531
決算額	1,531	1,531	1,531

(オ) 競技力強化推進事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	8,163	8,163	8,163
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	8,163	8,163	8,163
決算額	8,163	8,163	8,163

(カ) スポーツ大会・イベント誘致事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	292	292	292
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	292	292	292
決算額	292	292	292

(キ) スポーツを通じた交流促進事業

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	292	292	292
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	292	292	292
決算額	292	292	292

ウ 令和6年度事業費の内訳

(ア) 健康づくり推進事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,370	健康づくり推進事業補助金
合計	4,370	

(イ) 体力向上推進事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	12,244	体力向上推進事業補助金
合計	12,244	

(ウ) 次世代スポーツ活動育成支援事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	7,792	次世代スポーツ活動育成支援事業補助金
合計	7,792	

(エ) 健康づくり意識醸成事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,531	健康づくり意識醸成事業補助金
合計	1,531	

(オ) 競技力強化推進事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	8,163	競技力強化推進事業補助金
合計	8,163	

(カ) スポーツ大会・イベント誘致事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	292	スポーツ大会・イベント誘致事業補助金
合計	292	

(キ) スポーツを通じた交流促進事業

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	292	スポーツを通じた交流促進事業補助金
合計	292	

② 監査の結果

ア 補助金報告における証憑書類の提出について (指摘 21)

盛岡市補助金交付規則（以下、「規則」という。）第14条には、完了の報告として下記のとおり規定されている。

盛岡市補助金交付規則より抜粋

(完了の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業完了報告書に要綱等で定める書類を添えて、要綱等で定める期日までに市長に提出しなければならない。

これを受けて、公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金交付要領（以下、「要領」という。）では、補助事業完了報告書に添えて提出する書類として下記のとおり規定している。

要領別表（第9関係）より抜粋

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第12条	1 公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助事業完了報告書	1部	完了から15日以内又は完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 領収書等、証憑書類の写し	1部	
	5 事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等）	1部	
	6 その他市長が必要と認める書類	1部	

ここで、領収書等、証憑書類の写しが提出書類として定められているが、これらは提出されていない。この点について市に質問したところ、会計の元帳の写しが提出されているため、これで要領の要件は充足していると認識している、とのことであった。

しかし、収支決算書は元帳に基づいて作成されているため、元帳の提出だけでは収支決算書が適正に作成されているかについて確かめることはできない。領収書等の原始証憑との照合確認をすることで収支決算書の適正性を確かめることが可能となる。要領が領収書等、証憑書類の写しの提出を求めているのも、収支決算書の適正性を担保することを意図したものであると推測される。また、領収書等の証憑書類の提出が不要ということであれば、指定管理者への牽制機能も弱くなり、不正の温床にもなりかねない。量が膨大になるという実務上の問題があるのであれば、一定金額以上という基準を設けることも含め、原則として領収書等は提出を求める必要がある。

イ 参照条文の誤りについて（指摘 22）

上記アで要領別表（第9関係）の抜粋を記載したが、「条項」欄に記載されている盛岡市補助金交付規則の参照条文が誤っていた。

正しくは、次の表17のとおりである。

表17 参照条文の正誤表

提出書類	誤	正
公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助事業変更承認申請書	規則第6条 第2項	規則第9条 第1項
公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助事業中止（廃止）承認申請書		規則第9条 第2項
公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金交付申請書	規則第12条	規則第17条
1 公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助事業完了報告書 (2~6 略)		規則第14条
公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金前金払請求書	規則第14条	規則第18条

(出典：市提供資料より監査人作成)

したがって、合規性の観点から、市は、要領を改正し、正しい参照条文とする必要がある。

ウ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について（指摘 23）

「盛岡市補助金交付に関する指針」（以下、「指針」という。）では、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合、補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行った上で、所定の手続を行うものとされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 補助金交付金額の算定に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む場合であって、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合は、補助の相手方である団体等が消費税等課税事業者であるかについて書面等により確認を行った上で、課税事業者である場合には、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請（申請時点で当該金額が明らかでない場合には完了の報告）をさせ、補助金交付金額の算定（補助金交付決定、補助金の額の確定）を行うものとする。

スポーツ協会は、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請を行っているが、市は、スポーツ協会が課税事業者であるかについての書面等による確認を行っていない。

さらに、スポーツ協会は課税事業者であるから、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならないが、それら所定の手続を行っていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、スポーツ協会が課税事業者であることを書面等で確認するとともに、所定の手続を行う必要がある。

エ 仕入控除税額の確認及び返還請求について（指摘 24）

指針では、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で、団体等から報告を受け、当該金額の返還について請求するものとしてされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(2) 補助金の額の確定までに消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、当該金額が明らかになった時点で（消費税等確定申告後速やかに）団体等から報告を受け、市は団体等に対して当該金額の返還について請求するものとする。

「ウ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について」で記載したとおり、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせておらず、補助金交付金額には仕入控除税額が含まれている。つまり、現状では消費税等仕入控除税額が明らかになっていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、スポーツ協会に消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、当該金額の返還について請求する必要がある。

6 教育委員会事務局生涯学習課 (管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業団)

(1) 公民館指定管理（河南、都南及び渋民）

① 事業の概要

ア 事業の概要

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設である（社会教育法第20条）。

盛岡市内には14の公民館が設置されているが、そのうち文化会館との併設施設となっている河南公民館、都南公民館及び渋民公民館の3つの公民館の管理運営を指定管理者である公益財団法人盛岡市文化振興事業団に行わせている（盛岡市公民館条例第12条）。

当該指定管理者は非公募により選定され、「盛岡市文化会館並びに盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に関する基本協定書」を公益財団法人盛岡市文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）と締結している。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(ア) 河南公民館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	23,789	23,789	24,125
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	120	4	4
一般財源	23,669	23,785	24,121
決算額	24,838	23,820	24,125

(イ) 都南公民館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	25,320	25,320	25,559
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	4	4	4
一般財源	25,316	25,316	25,555
決算額	26,711	25,394	25,559

(ウ) 渋民公民館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	22,850	22,850	27,400
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	22,850	22,850	27,400
決算額	23,122	22,868	27,400

ウ 令和6年度事業費の内訳

(ア) 河南公民館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	24,125	河南公民館指定管理料
合計	24,125	

(イ) 都南公民館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	25,559	都南公民館指定管理料
合計	25,559	

(ウ) 渋民公民館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	27,400	渋民公民館指定管理料
合計	27,400	

② 監査の結果

ア 事業報告書に係る文書回付について（意見 12）

事業の概要に記載したとおり、河南公民館、都南公民館及び渋民公民館は文化会館との併設施設となっているため、合わせて「盛岡市文化会館並びに盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に関する基本協定書」を締結している。

そのため、河南公民館、都南公民館及び渋民公民館の管理運営に係る予算は、文化会館の所管課である交流推進部文化国際課に執行委任しており、関係文書は基本的に文化国際課が収受し、保管されている。つまり、事業計画書や事業報告書等は文化国際課に提出されるため、両課による情報共有が重要となる。

そこで、文書の共有状況を確認したところ、事業計画書については生涯学習課にも供覧されていたが、事業報告書については回付されていなかった。具体的には、「令和6年度盛岡市文化会館並びに盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に関する業務の検収について（伺い）」と「令和6年度盛岡市文化会館並びに盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に関する業務の検収結果について（報告）」については、文書管理システム上、文化国際課のみで回覧されていた。生涯学習課によると、文書データは文化国際課より入手していたものの、文書管理システム上、回付されていなかったとのことであった。

事務の合規性（正確性）の観点から、情報共有が適切になされた証跡を残すために、事業計画書と同様の事務手続（文書管理システムを使用した文書の回覧）を実施する体制を構築するなど、所管課の文化国際課と協議されたい。

イ 事業報告書の記載について（意見 13）

基本協定書の定めにより、指定管理者である文化振興事業団は、事業報告書として「管理運営事業実績書」を作成し、市に提出している。

基本協定書より抜粋

（報告書の提出等）

第16条

3 乙は、文化会館条例第19条及び公民館条例第18条に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

事業報告書に該当する管理運営事業実績書を閲覧したところ、「令和6年度盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館管理運営事業実績書」の記載内容について、不適切または不十分な部分が散見された。具体的には、表18のとおりである。

表18 事業実績書の記載状況と監査人の見解

記載内容（抜粋）	監査人の見解
<p>2 業務内容</p> <p>盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理運営に関する基本協定・年度協定及び指定管理仕様書に基づき、盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理運営並びに盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の施設、設備及び備品の維持管理を行った。</p>	<p>渋民公民館が含まれていない。根本的な記載誤りであり、不適切である。</p>
<p>3 事業概要</p> <p>(5) 事故発生時の措置</p> <p>基本協定に基づき、事故発生時には必要な措置を行うとともに、所管の盛岡市担当（教育委員会生涯学習課）へ報告した。</p>	<p>事故が発生したのであれば、事故の状況及び講じた措置の内容等を記載すべきであり、記載不十分である。</p>
<p>3 事業概要</p> <p>(6) 防災対策</p> <p>施設の安全対策の一環として、火災等発生時を想定した防災訓練を実施した。</p>	<p>防災訓練を実施したのであれば、実施日や参加人数、訓練内容等の実施内容を記載すべきであり、記載不十分である。</p>
<p>3 事業概要</p> <p>(11) 公民館事業</p> <p>施設の管理運営と併せ、施設の特徴を有効に活かした各種事業を展開し、市民の施設利用の拡大を図った。（事業実績は別添決算報告書のとおり）</p>	<p>「別添決算報告書のとおり」とあるが、令和6年度公民館収支計算書のみ添付されている。なお、当該文書は決算報告書ではなく、事業報告書の誤りと考えられ、不適切である。</p>

（出典：令和6年度盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館管理運営事業実績書より監査人作成）

このような記載となった要因としては、前年度の事業実績書をベースに金額や件数を更新するのみの方法で作成していることが想定される。

したがって、記載内容の合規性（正確性）の観点から、事業報告書（事業実績書）の記載内容の適切性について、市は、今後十分に確認するとともに、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。

7 教育委員会事務局歴史文化課 （管轄：公益財団法人盛岡市文化振興事業団）

（1）盛岡てがみ館、石川啄木記念館、原敬記念館・盛岡市先人記念館指定管理

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡てがみ館は、盛岡にゆかりのある著名人やこれらの者にまつわる人々の書簡、原稿等の資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うために設置されている（盛岡市てがみ館条例第2条）。

石川啄木記念館は、石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うために設置されている（盛岡市石川啄木記念館条例第2条）。

原敬記念館は、原敬の生家の保存及び原敬に関する資料の収集、保存、展示等を行い、市民の教育及び文化の向上に資するために設置されている（盛岡市原敬記念館条例第2条）。

盛岡市先人記念館は、盛岡にゆかりのある先人に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うために設置されている（盛岡市先人記念館条例第2条）。

盛岡てがみ館、石川啄木記念館、原敬記念館・盛岡市先人記念館の管理は、指定管理者に行わせるもの（盛岡市てがみ館条例第11条、盛岡市石川啄木記念館条例第11条、盛岡市原敬記念館条例第11条、盛岡市先人記念館条例第11条）としており、施設ごと（原敬記念館と盛岡市先人記念館はまとめて）に公募により指定管理者を選定している。

公募の結果、いずれの施設も公益財団法人盛岡市文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が指定管理者に指定されている。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(ア) 盛岡てがみ館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	21,907	21,847	22,357
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	405	495	495
一般財源	21,502	21,352	21,862
決算額	21,907	21,847	22,766

(イ) 石川啄木記念館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	22,866	19,366	21,212
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	1,542	131	133
一般財源	21,324	19,235	21,079
決算額	23,117	19,958	22,263

(ウ) 原敬記念館・盛岡市先人記念館

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	87,461	87,341	87,341
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	1,705	2,007	2,020
一般財源	85,756	85,334	85,321
決算額	87,834	87,855	87,974

ウ 令和6年度事業費の内訳

(ア) 盛岡てがみ館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	22,766	盛岡てがみ館指定管理料
合計	22,766	

(イ) 石川啄木記念館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	22,263	石川啄木記念館指定管理料
合計	22,263	

(ウ) 原敬記念館・盛岡市先人記念館

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	87,974	原敬記念館・盛岡市先人記念館指定管理料
合計	87,974	

② 監査の結果

ア 事業報告書の記載について（意見 14）

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出しなければならない。そのため、指定管理者である文化振興事業団は、事業報告書として「管理運営事業実績書」を作成し、市に提出している。

基本協定書より抜粋

（報告書の提出等） 第 15 条 3 乙は、条例第 17 条に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、甲が業務報告に基づき必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。
--

事業報告書に該当する各施設の管理運営事業実績書を閲覧したところ、令和6年度石川啄木記念館管理運営事業実績書の記載内容について、不適切または不十分な部分が散見された。具体的には、表 19 のとおりである。

表 19 事業実績書の記載状況と監査人の見解

記載内容（抜粋）	監査人の見解				
(1) 使用（入館）の許可 基本協定に基づき、使用（入館）の許可業務を行った。利用状況は次のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>開館日数</td> <td>利用人数</td> </tr> <tr> <td>0 日</td> <td>0 人</td> </tr> </table>	開館日数	利用人数	0 日	0 人	「使用許可業務を行った。」とあるが、令和6年度は休館中のため、使用許可業務は発生していない。開館日数0日、利用人数0人との記載はあるが、そもそも使用許可業務は発生しないため、不適切である。
開館日数	利用人数				
0 日	0 人				
(2) 入館料の徴収 基本協定に基づき使用料の徴収業務及び盛岡市に対する納付を行った。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>徴収済使用料額</td> </tr> <tr> <td>0 円</td> </tr> </table>	徴収済使用料額	0 円	「使用料の徴収業務及び市に対する納付を行った。」とあるが、令和6年度は休館中のため、使用料の徴収及び納付業務は発生していない。徴収済使用料額0円との記載はあるが、そもそも徴収業務が発生しないため、不適切である。		
徴収済使用料額					
0 円					

記載内容（抜粋）	監査人の見解
<p>(3) 利用相談に関すること 施設等を利用しようとする者に対して、次の事項を実践し、利用案内や窓口相談を行った。 ・アンケート等による意見の聴取</p>	<p>指定管理者年度評価シート（令和6年度）に「閉館に伴い、利用者アンケートの実施無し」との記載があるとおおり、例年行っている形でのアンケート等による意見の聴取は行っていない。 例年同様の取組を行ったとの誤解を招く記載であり、不適切である。</p>
<p>(5) 事故発生時の措置 基本協定に基づき、事故発生時には必要な措置を行うとともに、所管の盛岡市担当（教育委員会歴史文化課）へ報告した。</p>	<p>事故が発生したのであれば、事故の状況及び講じた措置の内容等を記載すべきであり、記載不十分である。 事故が発生していないのであれば、事故が発生したとの誤解を招く記載であり、不適切である。</p>
<p>(6) 防災対策 施設の安全対策の一環として、火災等発生時を想定した防災訓練を実施した。</p>	<p>防災訓練を実施したのであれば、実施日や参加人数、訓練内容等の実施内容を記載すべきであり、記載不十分である。 防災訓練を実施していないのであれば、防災訓練を実施したとの誤解を招く記載であり、不適切である。</p>

（出典：令和6年度石川啄木記念館管理運営事業実績書より監査人作成）

このような記載となった要因としては、前年度の事業実績書をベースに金額や件数を更新するのみの方法で作成していることが想定される。

石川啄木記念館は、「石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館整備事業」に係る大規模改修が行われていたため、令和6年度は休館していたのであるから、例年どおりの事業実績とならないことは明白であり、例年の事業実績書の更新による作成方法では、実態を反映した記載とはならないのは当然である。本来であれば、例えば、「使用料の徴収及び市への納付は、休館中につき行っていない。」といった記載にすべきであったと考える。

したがって、記載内容の合規性（正確性）の観点から、事業報告書（事業実績書）の記載内容の適切性について、市は、今後十分に確認するとともに、不適切であれば修正を求めるなどの対応をされたい。

8 玉山総合事務所産業振興課 (管轄：たまやま振興株式会社)

(1) ユートランド姫神指定管理

① 事業の概要

ア 事業の概要

市は、盛岡市総合交流ターミナル（ユートランド姫神）の管理運営に関し、たまやま振興株式会社を指定管理者として指定している。盛岡市総合交流ターミナルでは、①宿泊業、②クアハウス（温泉入浴）事業、③食工房事業、④郷土食販売事業、⑤産直売店事業、⑥地場産品・特産物の開発といった事業を実施している。事業別の売上高は、表20のとおりとなっている。

表20 事業別売上高（税別）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度
クアハウス売上	54,313	62,238
郷土食売上	13,646	15,718
宿泊売上	45,009	55,341
産直売店他売上	14,178	16,000
合計	127,148	149,300

（出典：決算書より、監査人作成）

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

（単位：千円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	25,663	25,563	36,700
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	25,663	25,563	36,700
決算額	40,588	26,568	44,964

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	44,964	盛岡市総合交流ターミナル指定管理料
合計	44,964	

② 監査の結果

ア 「役員退職慰労引当金」が計上されていないことについて（指摘25）

たまやま振興株式会社は、法人内に「たまやま振興株式会社役員退職慰労金支給規定」（以下「支給規定」という。）が整備されている。

支給規定より抜粋

（支給額）

第3条 退職慰労金の支給は、代表取締役については年額50,000円、その他取締役及び監査役については年額20,000円とし、在職年数を乗じた額を支給する。ただし中途退職者の場合で一年に満たない場合であっても一年とみなす。なお、退職支給上限は500,000円とする。

会計上、①将来の特定の費用又は損失であること、②発生の原因が当期以前の事象に起因していること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もることができること、といった4つの要件を満たした場合、適切な期間損益を算定するために「引当金」を計上することが必要となる。

たまやま振興株式会社の場合、支給規定が整備され、過去においても辞退により支給しなかったことはあるものの、原則的に支給実績があることを踏まえると、決算書において役員退職慰労引当金を計上することは必要と考える。

市から指定管理者へ、役員退職慰労引当金の計上の有無を確認したところ、以前は計上していたこともあるが、現在は損益の状況を考慮して計上はしていないとのことであった。このように、利益調整をするような会計処理は、適切な期間損益計算を歪めることになる。

現状では、前述の4要件を満たすと考えるので、適切な期間損益計算の観点から役員退職慰労引当金の計上は必要であると考えます。また、業績不振等により支給を辞退することがあった場合、引当金の戻入益が計上されることになるが、戻入益が反映された決算書は、役員の実績がより明確になるといえるため、その観点からも引当金の計上は必要と考える。

ただし、当初より支給を辞退することが見込まれる場合には、上記の引当金の要件を充たさないため、当該役員に対しては、支給見込みがないことから引当金の計上は不要と考える。

したがって、市は、適切な期間損益計算を実施するためにも、決算書に適切に役員退職慰労引当金を計上するように市が出資する法人として指導監督する必要がある。

イ 退職給付引当金が計上されたことについて（指摘 26）

たまやま振興株式会社は、令和6年度の決算書で「退職給付引当金」を計上している。

たまやま振興株式会社は、給与規程で退職金の支給について明記している。したがって、「ア たまやま振興株式会社の決算書に「役員退職慰労引当金」が計上されていないことについて」で記載したように、引当金の4要件を満たすと考えられるため、会計上、適切な期間損益計算の観点から「退職給付引当金」の計上は従来から必要であったと考える。

令和6年度からの計上となったことについて、市から指定管理者へ確認したところ、純利益が見込まれたため、計上したとの回答を得た。

このように、必要な引当金を計上しないという、利益を調整するような会計処理をするべきではない。なぜならば、利益を調整された決算書では法人の業績を正しく評価することができないからである。

したがって、市は、法人の業績を正しく評価するためにも、法人が決算書に必要な引当金を適切に反映させた決算書を作成するように市が出資する法人として指導監督していく必要がある。

ウ 決算書の科目の区分表示について①（指摘 27）

たまやま振興株式会社の決算書において、①退職給付引当金繰入額、②賞与引当金繰入額、③貸倒引当金繰入額（戻入益）について、営業外損益で計上していることが確認できる。

一般的な企業会計に準拠した場合、当該項目は「販売費及び一般管理費」に計上すべきものである。損益計算書の標準的な様式は表21のとおりであり、現状の会計処理により営業損益と経常損益の数値に影響を与えていることがわかる。

表 21 損益計算書の様式

項目	金額
売上	××××
売上原価(△)	××××
売上総利益	××××
販売費及び一般管理費	××××
営業利益	××××
営業外収益(+)	××××
営業外費用(△)	
経常利益	××××
特別利益(+)	××××
特別損失(△)	
税引前当期純利益	××××
法人税等(△)	××××
当期純利益	××××

(出典：監査人作成)

市は、出資等法人の収支、経営状況、資産および将来負担など、経営実態を定期的に把握することを目的として経営状況の調査を実施し、その調査結果を「盛岡市出資等法人経営状況調査表（以下「経営状況調査表」という。）」として、市のホームページで公表している。

したがって、たまやま振興株式会社の決算書に関する数値の一部が経営状況調査表により一般に公表されていることになる。経営状況調査表の記載項目のうち、決算書の数値に係る部分は次のとおりである。

経営状況調査表より抜粋

(2) 経営状況		令和●年度	令和●年度	令和●年度
区分		令和●年度	令和●年度	令和●年度
収支の状況	売上高			
	売上総利益			
	販売費・一般管理費			
	営業利益			
	経常利益			
	税前利益			
	当期純利益			
(3) 経営指標		令和●年度	令和●年度	令和●年度
区分		令和●年度	令和●年度	令和●年度
経営指標	売上高経常利益率			
	販売費・一般管理費比率			

このように、決算書の数値の一部が一般に公表されるため、決算書の数値の表示の一部が、一般的な会計基準に準拠していないのは問題がある。現状では、経営状況調査表により公表された数値をみる側は、決算書が一般的な会計基準に準拠して作成されているものとして数値を誤って解釈するおそれがある。

したがって、市としては、たまやま振興株式会社の決算書の表示が、一般的な会計基準に準拠した形で作成されるように市が出資する法人として指導監督する必要がある。

エ 決算書の科目の区分表示について②（指摘 28）

たまやま振興株式会社の決算書において、指定管理料（36,700,000円（消費税等込））が営業外収益として計上されていることが確認できる。

一般事業会社における損益計算書の標準的な様式は、表2に記載したとおりである。損益計算書上、収益項目を「売上（営業収益）」、「営業外収益」、「特別利益」に区分する必要があるが、一般的な企業会計の基準に準拠した場合、会社の定款の事業の目的に掲げられている事項から発生する収益を「売上（営業収益）」とし、それ以外を「営業外収益」又は「特別利益」として区分することが一般的である。

たまやま振興株式会社の定款における事業の目的は、次のとおりである。

たまやま振興株式会社定款より抜粋

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 野菜、牛肉、淡水魚、山菜等の岩手県岩手郡玉山村物産品の加工、卸及び小売販売
2. 岩手県岩手郡玉山村の地場振興のための調査、研究並びにその資料の販売
3. 温泉利用による保養所の運営、管理
4. 飲食店、宿泊施設の運営、管理及び一般観光案内に関する事業
5. 各種催し物のためのイベント施設の運営、賃貸、管理
6. イベントの企画、制作、運営
7. 食料品、酒、たばこ、日用品雑貨の卸及び小売販売
8. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

たまやま振興株式会社の定款によれば、会社が実施している「盛岡市総合交流ターミナルの管理運営に関する事業」は、定款の目的に記載された事業であり、そのために受領した指定管理料は、会計上「売上（営業収益）」に区分されることが適切である。

市から指定管理者へ収益の計上区分理由について確認したところ、本業だけの収益（施設運営に伴う利用料収入）を明確にするために、営業外収益で計上しているとの回答を得た。

法人が内部管理用の数値として、指定管理料を独自に営業外収益として把握することは差し支えないが、「ウ たまやま振興株式会社の決算書の科目の区分表示について①」で記載したように、経営状況調査表により、たまやま振興株式会社の決算書の数値の一部が一般に公表される状況においては、決算書の表示が一般的な企業会計に準拠していないことは問題がある。

したがって、市としては、たまやま振興株式会社の決算書の表示が、一般的な会計基準に準拠した形で作成されるように市が出資する法人として指導監督する必要がある。

オ 取締役会の開催方式について（指摘 29）

令和6年度のだまやま振興株式会社の取締役会の開催状況は表22のとおりである。

表 22 取締役会の開催状況

開催日	開催状況
令和6年8月7日	通常開催。
令和6年11月1日	通常開催。今後、第1四半期、第3四半期については書面で報告することを提案し承認している。
令和7年2月吉日	書面報告。
令和7年5月23日	通常開催。

(出典：取締役会議事録より監査人作成)

たまやま振興株式会社は、令和6年11月1日開催の取締役会において、今後の取締役会の開催は年2回とし、第1四半期と第3四半期の取締役会は書面で報告すること提案し承認を受けている。それにより、第3四半期の取締役会は書面報告によっており、取締役会での口頭報告を省略している。これは、会社法第372条第1項を適用したものであると推察される。

会社法第372条より抜粋

(取締役会への報告の省略)

第372条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(以下、省略)

一方で、会社法第363条第2項によれば、代表取締役は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならないとあり、会社法第372条第2項によれば、前述した会社法第372条第1項の規定は、会社法第363条第2項には適用しないとある。

会社法第363条より抜粋

(取締役会設置会社の取締役の権限)

第363条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 (省略)

2 前項各号に掲げる取締役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

会社法第372条より抜粋

(取締役会への報告の省略)

第372条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第363条第2項の規定による報告については、適用しない。

3 (省略)

これは、代表取締役の職務の執行に関する報告は重要事項であることから、書面による報告を認めず、対面でのディスカッションを求めるものであると考えられる。したがって、会社法上、取締役会は、年4回は対面で開催される必要があることになる。

よって、たまやま振興株式会社が決定したように、取締役会について年2回は対面による開催とし、年2回を書面報告とすることは、会社法に違反することになり問題がある。

したがって、市としては、たまやま振興株式会社の取締役会が適法に開催されるように市が出資する法人として指導監督する必要がある。

カ 事業計画、収支予算案の承認時期について（意見15）

たまやま振興株式会社は、新年度開始後の令和7年5月23日開催の取締役会において、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の事業計画、収支予算案の承認決議をしている。

市が指定管理者に確認したところ、毎年度の収支状況が大きく変動する状況が続いていることから、より実態に合わせた案とするため、取締役会で説明し、前年度の収支等が確定した5月の取締役会での提案を慣例としているとのことである。

会社の事業計画や収支予算に関しては、対象年度が始まる前までに確定させて年度をスタートさせるのが一般的である。5月に確定させているような状況では、少なくとも4月に関しては実績と比較すべき数値等がなく、予実比較をすることができないことになる。このような状況は、適切な法人運営の観点から問題がある。

したがって、市は、たまやま振興株式会社の年度予算は対象年度開始前までに確定させるように市が出資する法人として指導監督することを検討されたい。

キ 事業計画、収支予算の設定について（意見16）

たまやま振興株式会社は、令和7年度の収支計画を取締役会で承認し、法人運営をしている。法人が設定している収支計画は表23のとおりである。

表23 収支計画（税抜）

（単位：円）

項目	金額
純売上高	142,000,000
売上原価	24,500,000
売上総利益	117,500,000
販売費及び一般管理費	145,773,000
営業利益（損失）	△28,273,000
営業外収益・費用	33,363,636
経常利益（損失）	5,090,636
特別利益・損失	—
法人税等	185,000
当期純利益（損失）	4,905,636

注：指定管理料は営業外収益で計上

（出典：令和7年度収支計画）

たまやま振興株式会社は、表23にあるような区分で予算を設定しており、特に売上原価、販売費及び一般管理費についてはその内訳についての詳細な数値を設定していない。

このような予算編成であると、たとえば、販売費及び一般管理費の総額が予算を上回った結果、利益未達となった場合、どの費用項目に差異が発生したのかが判明せず、適切な対応を講じることができないことになるため、このような大区分別での予算編成は問題がある。

したがって、市は、たまやま振興株式会社が、適切な予実分析を実施し、適切な措置・対応を可能とするためにも、売上原価や販売費及び一般管理費に関しては、少なくとも会計上の勘定科目レベルでの予算設定をするよう市が出資する法人として指導監督することを検討されたい。

ク 年度予算の作成について（意見17）

たまやま振興株式会社は、令和7年度の収支計画を表23のように設定してい

る。これは、同社が令和6年4月に策定した「経営改革プラン」における中期計画の数値と同じとなっている。

市から指定管理者へ確認したところ、令和6年度の業績が好調であったことから、中期計画時に設定したものを令和7年度の目標値として設定したとのことであり、特に積極的に年度予算の設定はしていないとの回答を得た。

会社は、目指すべき方向として、3年から5年の中期計画を設定する。さらに目標である中期計画を実現させるために、より現実的な年度予算を設定し、予実分析を行いながら経営をしていくことが望まれる。

確かに、中期計画の目標数値と年度の予算が結果として一致する可能性もあるが、年度の計画は中期計画とは別により詳細に実現可能なレベルで作成することが望ましい。

したがって、市は、たまやま振興株式会社が、目標値として中期計画の数値を当年度予算として設定するだけでなく、より詳細な実現可能な水準での年度予算を設定するように市が出資する法人として指導監督することを検討されたい。

ケ 指定管理料月別執行計画書と収支計画が連動していないことについて（意見18）

たまやま振興株式会社は、指定管理料の前払いを受けるために、「盛岡市総合交流ターミナル指定管理料月別執行計画書」（以下「執行計画書」という。）を作成し市と協議している。

執行計画書は、法人の収入と支出について月別に計画したものであり、法人側からすると、「このような収支となるので、資金繰り上、このタイミングで指定管理料の支払いをお願いします」と市へ申請しているものである。

執行計画書は収支の年間計画であることから、本来、表23に記載している法人が作成した収支計画と連動すべきものと考えられるが、表24に記載のように、現状連動はしていない。

表24 収支計画と執行計画書の金額比較

（単位：円）

項目	収支予算 (A)	執行計画書 (B)	差額 (A-B)
売上	142,000,000	122,945,000	19,055,000
売上原価	24,500,000	25,800,000	△1,300,000
販売費及び一般管理費	145,773,000	133,845,000	11,928,000

(出典：執行計画書、収支予算より監査人作成)

市に確認したところ、収支予算（計画）は目標値であり、執行計画書は、堅実な決算見込みベースで、担当課とたまやま振興株式会社との間で協議したうえ予算の範囲内で作成しているとの回答を得た。

協議して作成しているとのことは理解できるものの、法人内で承認済みの予算と、市へ申請している収支計画が連動していない現状は、市の業務執行の第三者への説明という観点からは問題がある。

したがって、市は、たまやま振興株式会社に対し、法人内承認の収支計画と執行計画書が適切に連動するように市が出資する法人として指導監督することを検討されたい。

なお、市からの回答のように、執行計画書が堅実な決算見込みベースで作成しているのであれば、当該数値を法人内で格上げし、年度予算として法人内で承認を得ることが考えられる。

コ 指定管理料月別執行計画書の記載項目について（指摘 30）

現在作成されている、執行計画書のフォーマットは表 25 のとおりである。

表 25 執行計画書フォーマット

項目		4月	5月	・・・	・・・	合計
収入	売上					
	・・・					
支出	仕入高					
	従業員給与					
	・・・					
	減価償却費					

(出典：執行計画書より監査人編集)

表 25 に記載のとおり、執行計画書の中に減価償却費の項目が確認できる。執行計画書は、法人の収支の状況を記載し指定管理料の支払の時期を決めるものであるため、現金支出を伴わない減価償却費を執行計画書に記載することは問題がある。一方で、執行計画書には、固定資産の購入による現金支出を考慮する項目がない。収支の状況を記載するならば、固定資産の支出に関する項目がないことも問題である。

したがって、執行計画書から減価償却費を除外して記載することが必要であ

る。

サ 指定管理料積算シートの運営費の項目に消費税納税分が考慮されていることについて（意見 19）

指定管理料の上限を算出するにあたり、市は、「指定管理料積算シート」（以下「積算シート」という。）を作成している。シートの基本的な構造としては収入と支出を積み上げ方式により積算し、算出された収支差額を指定管理料の上限としている。

たまやま振興株式会社の積算シートの収入、支出は、たまやま振興株式会社の決算書の数値より転記される。たまやま振興株式会社はいわゆる税抜き方式で決算書を作成しているため、積算シートの収入・支出は税抜き金額で記載されることになる。

そのように作成されている積算シートに、現状、決算書の項目とは別に、消費税の納税額が支出項目として考慮されている。

会計処理には、消費税の取扱いとして「税抜き方式」と「税込み方式」の2つの方式がある。たとえば、売上 11,000（税込み）、人件費 6,000、経費 7,700（税込み）とした場合、両者の比較は表 26 のとおりとなる。

表 26 税込み処理と税抜き処理の比較

項目	税込み処理	税抜き処理	摘要
売上	11,000	10,000	受け取った消費税は 1,000
人件費	△6,000	△6,000	人件費は消費税とは関係がない
経費	△7,700	△7,000	支払った消費税は 700
消費税	△300	—	税込み処理の場合、費用として計上
収支差額	△3,000	△3,000	収支差額結果は同じ

注：消費税の計算は、受け取った消費税 1,000 と支払った消費税 700 の差額として計算（出典：監査人作成）

現状の積算シートは表 26 でいうところの税抜き処理を採用しながら、消費税額 300 を考慮して作成されているため、事業活動の損益と資金収支の差額が混同されている結果となっている。本来、消費税は、預かった消費税と支払った消費税の差額を納付するものであり、事業活動とは直接関係はない。

積算シートは事業に係る損益を把握し、当該損益をベースに指定管理料の算定に反映させる性格のものであると考えた場合、現状のように税抜き処理をベ

ースとしながら消費税を考慮している現状は検討の余地がある。

したがって、指定管理料の算定根拠をより明確にするためにも、積算シート上は消費税を考慮せず、算出された差額は税抜き金額としての指定管理料として扱うとする方法を採用することを検討されたい。

シ 令和6年度の年度協定書に記載された指定管理料について消費税の記載がないことについて（指摘31）

市は、たまやま振興株式会社と「盛岡市総合交流ターミナルの管理運営に関する基本協定書」を締結し、当該基本協定書に基づき、「盛岡市総合交流ターミナルの管理運営に関する年度協定書」（以下「年度協定書」という。）を締結している。令和6年度の年度協定書の第2条に指定管理料の記載があるが、消費税の記載がなく、金額が、税込みか税抜きかが不明となっている。

なお、担当課へ確認したところ、金額は税込み金額である旨の回答を得た。

年度協定書（令和6年度）より抜粋

（指定管理料の額）

第2条 甲は、乙に対し、令和6年度の指定管理料として金36,700,000円（うち、修繕料305,555円）を支払うものとする。

甲：盛岡市 乙：たまやま振興株式会社

このような記載だと、金額に消費税が含まれているか否かが不明確であり、市とたまやま振興株式会社の間認識の相違があった場合、後々問題が生じるおそれがある。

したがって、金額を取り決めた契約書等には、金額に消費税が含まれているか否かについて明記する必要がある。なお、令和7年度の年度協定書においては、消費税は明記されていることを申し添えておく。

年度協定書（令和7年度）より抜粋

（指定管理料の額）

第2条 甲は、乙に対し、令和7年度の指定管理料として金36,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

9 商工労働部ものづくり推進課 (管轄：公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター)

(1) 市有施設維持管理業務委託料

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡手づくり村の円滑な維持管理を図るため、盛岡手づくり村内に存する盛岡市所有の施設（以下「管理委託施設」という。）の維持管理業務を委託するものである。

受託者は、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）であり、管理委託施設の概要は、次の表 27 のとおりである。

表 27 管理委託施設の概要

所在地	盛岡市繫字尾入野地内	
敷地面積	29,605 平方メートル	
対象施設	(1) 給水施設	
	(2) 汚水処理施設	
	(3) 公園	1,995 平方メートル
	(4) 中庭	1,350 平方メートル
	(5) 構内道路	5,310 平方メートル
	(6) 市道	1,860 平方メートル
	(7) 拡張用地	730 平方メートル
	(8) 駐車場	5,700 平方メートル
	(9) 法面	11,900 平方メートル
	(10) 南部曲り屋	敷地 760 平方メートル 建物 255 平方メートル

(出典：盛岡手づくり村市有施設維持管理業務要領書)

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,688	4,688	4,688
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	4,688	4,688	4,688
決算額	4,688	4,688	4,688

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,688	市有施設維持管理業務委託料 4,688
合計	4,688	

② 監査の結果

ア 再委託に関する要領書の記載の見直しについて（意見20）

センターは、汚水処理施設の保守点検業務などの各種業務を第三者に再委託している。再委託に当たっては、業務委託契約約定第4条に基づき、市に承認申請書を提出し、書面による承認を得ている。

業務委託契約約定より抜粋

（一括再委任又は一括下請負の禁止）

第4条 受注者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

一方、当該業務委託契約の仕様書に該当する盛岡手づくり村市有施設維持管理業務委託要領書（以下「要領書」という。）において、次のとおり、あらかじめ

め専門機関への委託を指定している業務がある。

要領書より抜粋

項目	業務内容
植栽の維持管理 (専門機関への委託)	・芝生の管理 (以下、略)
給水施設の維持管理 (専門機関への委託)	・飲料水水質検査 年2回 (以下、略)
汚水処理施設の維持管理 (専門機関への委託)	・維持管理(4月～翌年3月) ・保守点検業務委託(4月～翌年3月) (専門機関への委託)
(以下、略)	(以下、略)

このように、委託業務内容の一部について、要領書においてあらかじめ第三者への再委託を市が指定している状況となっているが、この場合、センターが自ら履行の意思を持つ業務についても、第三者に再委託しなければならないこととなり、業務の効率性の観点から不合理といえる。

また、市が再委託を指定している業務につき、センターは市に再委託の承認を求めている状況となっているが、業務の効率性の観点から、再委託の承認を改めて求める必要性に乏しい。

したがって、市は再委託に関する要領書の記載について、見直されたい。

(2) 盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金

① 事業の概要

ア 事業の概要

地場産業の振興を図るため、センターの実施する公益目的事業に要する経費に対し、予算の範囲内で盛岡市補助金交付規則及び公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金交付要領(以下「センター交付要領」という。)に定めるところにより補助金を交付するものである。

公益目的事業に要する経費は、地場産業振興事業と人材育成事業に区分され、事業ごとに補助対象経費及び補助額が規定されている。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度
当初予算額	45,000	45,000	45,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	45,000	45,000	45,000
決算額	45,000	45,000	45,000

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び 交付金	45,000	盛岡地域地場産業振興センター事業 費補助金
合計	45,000	

② 監査の結果

ア 補助金事務の一本化について（意見 21）

センター交付要領において、補助金の交付の対象及び補助額が、次のとおり、事業ごとに示されている。

センター交付要領より抜粋

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
地場産業振興事業	給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出	当該経費の10分の9に相当する額以内の額。ただし、その額が4,400万円を超えるときは、4,400万円を限度とする。
人材育成事業	給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出	当該経費に相当する額以内の額。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

このことに起因していると考えられるが、当該補助金に係る事務において、補助金交付申請書や補助事業完了報告書などの書類が、地場産業振興事業分と人材育成事業分として合計2部、事業ごとに作成されている。

例えば、補助金交付申請書には、事業実施年度、補助金の名称、交付を受けようとする補助金の金額、事業実施期間、関係書類の欄が設けられているが、交付を受けようとする補助金の金額の欄以外の欄については、当然ながら全く同一の記載となっている。関係書類の欄に記載されている「令和6年度事業計画書・収入支出予算書」についても、当然ながら全く同一のものが、それぞれの補助金交付申請書に添付されている。

この点、事務の効率性の観点から改善の余地があると考ええる。

したがって、交付を受けようとする補助金の金額の欄の記載方法を工夫するなどして、補助金交付申請書や補助事業完了報告書を1部作成すれば足りるようにするとともに、添付する関係書類も重複することのないようにするよう留意されたい。

イ 補助対象経費の見直しについて (意見 22)

「ア 補助金事務の一本化について」に示したとおり、当該補助金の交付の対象となる経費は、地場産業振興事業分、人材育成事業分とも、給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出となっている。

つまり、事業に係る人件費のみが補助対象経費となっているが、その理由は、市によると、センターに対する補助金が運営費補助であった時代の名残ではないかとのことであった。

しかし、当該補助金が、地場産業の振興を図ることを目的としたものであることを考慮すると、対象となる経費を事業に係る人件費のみに限定する合理性に乏しいと考える。

例えば、センター施設が老朽化していることから、その維持管理、修繕等に今後苦慮することが想定されるが、現状では、それらの経費に補助金を充てることはできない。

補助金の有効性を高める観点からは、地場産業の振興のための事業活動に必要な経費であれば補助対象経費と認めるよう、機動性を持たせることが有用であると考える。

したがって、補助対象経費を見直されたい。

ウ 補助金交付申請書類の整合性確認について（意見 23）

補助金交付申請に当たり提出する書類は、次のとおりであり、補助対象事業に係る事業計画書、収支予算書のほかに、4 その他市長が必要と認める書類として、法人としての「令和6年度事業計画書・収入支出予算書」の提出を求めている。

センター交付要領より抜粋

(提出書類)			
第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。			
別表（第6関係）			
条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	4月1日
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類	1部	

そこで、提出書類間の整合性を確認したところ、地場産業振興事業分の「収支予算書」と「令和6年度事業計画書・収入支出予算書」との間に不整合があった。具体的には、他会計振替額について、「収支予算書」では708千円とな

っているが、「令和6年度事業計画書・収入支出予算書」では1,791千円となっており、合規性（正確性）の観点から問題がある。

結果として、補助金の額に影響はなかったが、適切にチェックすべき事項である。したがって、今後は提出書類間の整合性について、十分に確認されたい。

エ 補助事業完了報告書類の整合性確認について（意見24）

補助事業完了報告に当たり提出する書類は、次のとおり、補助事業完了報告書、事業実績書、収支決算書である。4 その他市長が必要と認める書類は、特に求めている。

センター交付要領より抜粋

(提出書類)			
第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。			
別表（第6関係）			
条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	完了から
	2 事業実績書	1部	14日以内
	3 収支決算書	1部	又は完了
	4 その他市長が必要と認める書類	1部	した日の属する年度の3月31日まで のいずれか早い日

そこで、事業実績書に記載されている「収支精算書」と「収支決算書」の整合性を確認したところ、次のとおり不整合があり、合規性（正確性）の観点から問題がある。

表 28 収支精算書と収支決算書の比較（地場産業振興事業分）

(単位：円)

項目	収支精算書 a	収支決算書 b	差異 a-b
収入合計	99,509,778	99,375,124	134,654
支出合計	99,375,124	99,375,124	-

(出典：事業実績書、収支決算書)

表 29 収支精算書と収支決算書の比較（人材育成事業分）

(単位：円)

項目	収支精算書 a	収支決算書 b	差異 a-b
収入合計	1,080,000	1,324,546	△244,546
支出合計	1,324,546	1,324,556	-

(出典：事業実績書、収支決算書)

結果として、補助金の額に影響はなかったが、適切にチェックすべき事項である。したがって、今後は提出書類間の整合性について、十分に確認されたい。なお、確認した事項については、事後的に内容が明らかになるよう、その証跡を残されたい。

オ 収支決算書の事後確認について（意見 25）

収支決算書と法人としての令和6年度財務諸表（正味財産増減計算書内訳表）の整合性を確認したところ、次のとおり不整合があった。

表 30 収支決算書と正味財産増減計算書内訳表の比較（地場産業振興事業分）

収入の部

(単位：円)

科目	収支決算書 a	正味財産増減計算書内訳表 b	差異 a-b
事業収入	48,901,245	48,901,244	1
委託料収入	1,400,000	1,400,000	-
負担金収入	65,270	65,270	-
基本財産利息収入	10,241	10,241	-
雑収益	9,320	9,320	-
他会計振替額	4,776,548	5,334,102	△557,554
民間助成金収入	187,500	187,500	-
岩手県補助金	25,000	25,000	-
盛岡市補助金	44,000,000	44,000,000	-
収入合計	99,375,124	99,932,677	△557,553

支出の部

(単位：円)

科目	収支決算書 a	正味財産増減計算書内訳表 b	差異 a-b
給料手当	39,795,783	39,305,783	490,000
臨時雇賃金	2,538,244	2,538,244	-
福利厚生費	7,349,098	7,356,098	△7,000
その他	49,691,999	49,670,520	21,479
支出合計	99,375,124	98,870,645	504,479

(出典：収支決算書、正味財産増減計算書内訳表)

※ 科目名及び記載順は収支計算書をベースにしており、正味財産増減計算書内訳表の科目及び金額は収支計算書に合わせる形で組み替え、集計を行っている。

※ 正味財産増減計算書内訳表の支出合計は、減価償却費 3,168,693 円を除いている。

表 31 収支決算書と正味財産増減計算書内訳表の比較（人材育成事業分）

収入の部

(単位：円)

科目	収支決算書 a	正味財産増減計算書内訳表 b	差異 a-b
他会計振替額	324,546	0	324,546
盛岡市補助金	1,000,000	1,000,000	-
収入合計	1,324,546	1,000,000	324,546

支出の部

(単位：円)

科目	収支決算書 a	正味財産増減計算書内訳表 b	差異 a-b
給料手当	1,106,480	1,056,480	50,000
福利厚生費	218,066	218,066	-
諸謝金	0	0	-
消耗品費	-	49,280	△49,280
支出合計	1,324,546	1,323,826	720

(出典：収支決算書、正味財産増減計算書内訳表)

※ 科目名及び記載順は収支計算書をベースにしており、正味財産増減計算書内訳表の科目は収支計算書に合わせる形で組み替え、集計を行っている。

※ 消耗品費は、収支決算書には表示されていないが、正味財産増減計算書内訳表で計上されていたため、記載している。

補助事業完了報告書の提出は3月末時点であることから、収支決算書に記載されている金額は、理事会及び評議員会の承認前の暫定数値である。理事会及び評議員会は通常6月に開催されるため、確定数値は6月下旬となり、出納整理期間終了後となる。

そのため、収支決算書と確定決算書である正味財産増減計算書内訳表の金額に相違が生じることはやむを得ない。しかし、相違により、補助金額に影響を及ぼす可能性は少なからずあり、合規性（正確性）の観点から問題がある。

したがって、事後的に両者を比較して相違を確認し、補助金額に影響がないか否かを確認されたい。

10 交流推進部観光課

(管轄：公益財団法人盛岡観光コンベンション協会)

(1) 盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）指定管理

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）（以下、「プラザおでって」という。）は、観光、芸術文化等の振興及び地域の活性化を図るとともに、市民及び観光客に交流の場を提供する施設として設置されている（盛岡市観光文化交流館条例第2条）。

プラザおでっての管理は、指定管理者に行わせるもの（盛岡市観光文化交流館条例第18条）としており、指定管理者として、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（以下「コンベンション協会」という。）が指定されている。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっており、指定管理料と利用料金制を併用している。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	91,253	91,193	99,215
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	7,589	5,601	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	3,708	3,922	5,431
一般財源	82,940	82,093	93,832
決算額	94,237	91,616	99,263

※ 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。

※ その他は、観光文化交流館使用料及び自動販売機貸付収入。

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	99,263	盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって） 指定管理料
合計	99,263	

② 監査の結果

ア 協議内容の明確化について（意見 26）

指定管理者であるコンベンション協会は、基本協定書第15条第1項の規定に基づき、プラザおでっての管理運営に関する月例報告書として、利用者実績報告書や利用料金収入実績報告書、再委託業務実績報告書などを、市に提出している。

基本協定書より抜粋

(報告書の提出等)

第15条 乙は、毎年度、甲の定める日までに、センターの管理運営に関する報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 前項の報告書の書式及び記載内容は、甲乙協議の上定める。

ただし、月例報告書の書式及び記載内容は、仕様書等で明示されておらず、基本協定書第15条第2項の規定に基づき、コンベンション協会と市との協議の上定めることとなっている。

そこで、月例報告書の書式及び記載内容についての協議内容を市に確認したところ、令和6年度にコンベンション協会を指定管理者に再指定した際に、報告書の書式や記載内容は前指定期間と同様で可であることを、担当者間で口頭により確認したのみであり、書面での協議は行っていないとのことであった。

有効性の観点からは、市が求める報告事項を仕様書等で明示することで、指定管理業務の適切な執行を図ることが望ましいと考えるが、協議の上で定めるのであれば、協議内容を明確にしておくことが必要であるとする。

したがって、事務の有効性の観点から、月例報告書の書式及び記載内容を含め、市と指定管理者との間で協議した内容については、書面により明確化されたい。

(2) 事業補助金

① 事業の概要

ア 事業の概要

盛岡市の観光及びコンベンションの振興を図るため、コンベンション協会が観光振興事業及びコンベンション振興事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で盛岡市補助金交付規則及び公益財団法人盛岡観光コンベンション協会事業補助金交付要領（以下「コンベンション協会交付要領」という。）に定めるところにより補助金を交付するものである。

イ 事業の予算額及びその財源内訳、並びに決算額の推移

(単位：千円)

項目	2021年度	2022年度	2023年度
当初予算額	35,615	35,615	35,615
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	35,615	35,615	35,615
決算額	35,615	35,615	35,615

ウ 令和6年度事業費の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び 交付金	35,615	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会事業補助金
合計	35,615	

② 監査の結果

ア 補助率の明確化について（意見 27）

市は、補助金交付の適正な執行を推進することを目的として「盛岡市補助金交付に関する指針」（以下「指針」という。）を策定している。

指針では、補助金交付額の算定基準となる補助率を原則として補助対象経費の2分の1を上限とするとしており、当該補助率により算出した金額と、団体等と市の役割分担の考え方を整理した上で設定した補助限度額を比較して、いずれか低い額とするとされている。そして、要綱等の参考様式が次のとおり示されている。

指針より抜粋

事業	経費	補助率、補助額、補助限度額
〇〇事業	〇〇の運営を行うために必要と認められる備品の購入費、その他消耗品の購入費	補助対象経費の合計額の〇分の〇とし、〇〇〇〇円を限度とする。

一方、令和6年度及び令和7年度のコンベンション協会交付要領においては、補助金交付額の算定基準は、次のとおり示されている。

コンベンション協会交付要領（令和6年度）より抜粋

事業	経費	補助限度額
観光振興に関する事業	(略)	21,241,000円を限度とする。
コンベンション振興に関する事業	(略)	14,374,000円を限度とする。

コンベンション協会交付要領（令和7年度）より抜粋

事業	経費	補助限度額
観光振興に関する事業	(略)	当該経費から事業収益その他の収入を控除した額
コンベンション振興に関する事業	(略)	当該経費から事業収益その他の収入を控除した額

このとおり、いずれの年度においても補助率の記載がない。そのため、補助金交付額が補助対象経費の2分の1を超えたとしても、コンベンション交付要領上の問題はないこととなる。しかし、指針で補助金交付額は補助対象経費の2分の1以内が原則とされている以上、現状のコンベンション交付要領の記載は改めるべきであると考えます。

なお、令和6年度の補助金交付額は補助対象経費の2分の1以内となっていたため、指針に従っていないわけではない。令和7年度の補助金交付額も補助対象経費の2分の1以内となるように予算が組まれていると思われるが、現状の記載では、当該経費から事業収益その他の収入を控除した額を全額補助することができるため、記載を改めるべきであると考えます。

したがって、指針への合規性の観点から、補助金交付額の算定基準となる補助率をコンベンション交付要領に記載し、明確化されたい。

イ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について（指摘32）

指針では、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合、補助の相手方である団体等が消費税課税事業者であるかについて、書面等により確認を行った上で、所定の手続を行うものとされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 補助金交付金額の算定に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む場合であって、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請があった場合は、補助の相手方である団体等が消費税等課税事業者であるかについて書面等により確認を行った上で、課税事業者である場合には、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請（申請時点で当該金額が明らかでない場合には完了の報告）をさせ、補助金交付金額の算定（補助金交付決定、補助金の額の確定）を行うものとする。

コンベンション協会は、消費税等を含んだ金額を基礎として補助金交付申請を行っているが、市は、コンベンション協会が課税事業者であるかについての書面等による確認を行っていない。

さらに、コンベンション協会は課税事業者であるから、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせ、補助金交付金額の算定を行わなければならないが、それら所定の手続を行っていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、コンベンション協会が課税事

業者であることを書面等で確認するとともに、所定の手続を行う必要がある。

ウ 仕入控除税額の確認及び返還請求について（指摘 33）

指針では、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で、団体等から報告を受け、当該金額の返還について請求するものとしてされている。

指針より抜粋

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(2) 補助金の額の確定までに消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、当該金額が明らかになった時点で（消費税等確定申告後速やかに）団体等から報告を受け、市は団体等に対して当該金額の返還について請求するものとする。

「イ 課税事業者か否かの確認及び所定の手続の実施について」で記載したとおり、市は、消費税等仕入控除税額を除いた額を基礎として交付の申請をさせておらず、補助金交付金額には仕入控除税額が含まれている。つまり、現状では消費税等仕入控除税額が明らかになっていない。

したがって、指針への合規性の観点から、市は、コンベンション協会に消費税等仕入控除税額を報告させるとともに、当該金額の返還について請求する必要がある。

第5 監査の総括

1 総論

(1) 補助金の見直しの周期について

2025年度の盛岡市包括外部監査は、「出資等法人に係る財務に関する事務の執行について」を監査テーマとして実施し、市が補助金を支出している出資等法人や指定管理者として選定された出資等法人、業務を委託している出資等法人を所管する部署を監査対象として選定している。市が、出資等法人に対して実施している財務事務において、出資等法人に対する補助金は大きな割合を占めている。また、出資等法人においても、市が支出する補助金は、出資等法人の経営成績に大きな影響を与えている

2025年度に監査を実施した結果、市は、補助金に設定された終期（最終年度）

において、補助金の有効性を判断し、当該補助金を継続するかどうか決定していることが判明した。例えば、5年間で終期と設定した補助金においては、5年目において補助金の有効性を検討しており、有効だと判断された補助金については、終期を迎えた後においても、継続して支出されている。

このように、市は補助金の支出について、補助金制度が開始されてから一定期間経過した後に、補助金の有効性を判断している。

一方、出資等法人を取り巻く経営環境が急速に変化していると市は判断して、出資等法人の経営状況調査を毎年実施している。出資等法人を取り巻く経営環境が急速に変化していると市が判断していることは、近年の社会情勢や経済環境を踏まえると、当然の判断であり、毎年実施する経営評価は有効な手段と考えられる。

しかし、市は、市が支出している出資等法人に対する補助金については、その有効性を一定期間経過した後に判断しており、急速に変化する社会情勢や経済環境に適時に対応できない可能性がある。もちろん、継続的に実施することにより有効性が発揮される補助金が存在すると考えられるが、そのような補助金に対しても、単年度に有効性が発揮される補助金と同様に、各年度における有効性を検討することは有用であり、年度ごとの補助金の有効性を検討することを妨げるものではない。

市の財政において補助金の支出は重要な構成要素であり、補助金の有効性を毎年判断することは、限られた財源をより効果的に活用するため有効な手段と考えられる。

したがって、市は、出資法人等に掛かる財務事務の一環として行っている補助金の支出について、補助金チェックシートを使用するなど、各年度において有効性を検討し、補助金の見直しを含め、効率的な支出を行うことを検討されたい。

(2) 運営費補助金について

今回の監査において、一部の出資等法人において、運営費補助金が交付されている状況を認識している。補助金制度としては新規に設けられており、一見すると長期間ではないと考えられるが、実質的には長期間にわたり運営費を対象とした補助金が継続しているものがある。運営費補助金に関しては、補助が長期化することにより、補助金申請者にとって既得権益化する可能性があり問題とされることは、一般的であるが、これ以外にも、補助金申請者が補助金に依存することにより、補助金申請者が自主財源を確保することに、また、経営努力に取り組むないことなどの問題点も挙げられている。もちろん、市の施策として運営費補助金を支出することを否定するものではなく、必要な法人に対しては、市は支

出する必要がある。ただし、運営費補助金が有する問題点を考慮し、運営費補助金を支出する場合には、一定の要件を定め、当該要件を厳格に適用するなど、その運用については注意が必要である。

現在、市は補助金を含め事業の見直しを実施しているが、見直しに聖域を設けず、特にすべての運営費補助金については、これまで補助金が継続した年数、補助金申請者の財政状況、経営に対する取り組みなどを総合的に判断し、運営費補助金制度の改廃について検討されたい。

(3) 公益財団法人盛岡国際交流協会について

今回の監査において、公益財団法人盛岡国際交流協会において、一部の理事が理事会に参加していないことや市の職員が併任されていること、また同協会の事務局が文化国際課において設置されていることについて、問題点が指摘されている。このような盛岡国際交流協会の状況は、一つの法人として適切な運営が行われていないことを示しており、また、法人としての自立的に事業を運営されていないと判断せざるを得ない状況である。

出資等法人については、市と協業することにより市の政策に沿った事業を展開することが期待されている。しかし、市とは別の法人格であることから、少なくとも市に過度に依存した運営が行われることは避ける必要がある。現状の盛岡国際交流協会は、市の職員が複数併任しており、また、市役所内に事務局が設けられていることから、同協会の事業の運営に関して、市への依存度が過度に高く、市が実質的にその運営を行っていると言っても過言ではない。

したがって、市は、出捐者として、盛岡国際協会に対して、適切な運営を自立的に実施するよう検討されたい。

以上